

令和元年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和元年9月26日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和元年9月26日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	山下浩子	住民生活課長	富田正治
保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了

建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	岡本教夫	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博	病院事務局長	高木純一
会計管理者	古川敏勝		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

議案第63号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について

議案第64号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について

議案第65号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第66号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第67号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第68号 森町子ども・子育て支援法施行条例について

議案第69号 森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について

議案第70号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第71号 森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について

議案第72号 令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）

議案第73号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和元年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成30年度森町病院事業会計決算認定について
- 発議第 4号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

< 議事の経過 >

- 議 長 (亀澤 進 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 日程第1から、日程第13までの議案13件を一括議題とします。
- 本件は、いずれも9月10日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。
- 始めに第一常任委員会委員長、西田彰君。
- 10番議員 (西田 彰 君) 10番、西田彰でございます。第一常任委員

会、委員長報告をいたします。

9月議会常任委員会を、去る9月12日、全委員及び町長出席のもと、議員控室において開催をいたしました。本委員会に付託された議案は、議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」、議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」、議案第65号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例について」、議案第69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」について、議案第70号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第71号「森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について」、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る所管事項について」、議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算（第1号）について」、以上10件であります。

付託議案の審査に先立ち、周智高校跡地、外1件の現地視察を行い、同行職員の説明を受けた後、再び議員控室に戻り審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」、及び議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」を一括議題とし、総務課担当職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

今回の改正は、公務員制度の大きな変革であると考えます。そこで現在の嘱託職員、臨時職員の人数は何人かとの問いに、嘱託職員は31名、臨時職員は120名である。その上で、任用職員に移行後はすべてパートタイムの第1号会計年度任用職員として採用を予定しているが、一部業務内容によっては、私人として委託料を支給する場合もあるとの答弁でした。

現在再任用制度というものが条例にあると思うが、今後それとの関係はどのように考えているか、さらに職員定数にカウントされるのは第2号会計年度任用職員のみと捉えていいのかとの問いに、現在再任用での雇用はなく、すべて嘱託・臨時職員として採用している。したがって今後も再任用ではなく、会計年度任用職員として採用していく。職員定数との関係については、会計年度任用職員はあくまで非常勤の職員であるので、定数管理の対象とはならないとの答弁でありました。

一般職との違い、採用試験があり、服務規定もあり、処分の対象にもなることから、会計年度任用職員の身分はどうなるのかとの問いに、会計年度任用職員には、地方公務員法が適用される。身分としては一般職の非常勤の地方公務員となり、このため、守秘義務、職務に専念する義務、法律や上司の命令に従う義務、政治的行為の制限義務等、服務規定がある。一方、雇用期間中は身分保障があり、不合理な理由では懲戒や免職は受けないということになる。正規職員との大きな違いは有期のある採用だということである。採用にあたっては広く公募を行い、選考にあたっては書類、面接を考えているとの答弁でした。

令和2年4月からの職員手当等、予算上はどのように変わってくるかとの問いに、あくまで試算上であるが、現在の嘱託職員がそのまま会計年度任用職員に移行したとすると約45,000千円の増額を見込んでいる、期末手当が増額の要因であるとの答弁でした。

定員管理の適正化という所はどのように考えるかとの問いに、会計年度任用職員は非常勤職員となるため、定員管理の対象外であるが、限られた財源の中で、採用に当たっては本当に必要な人員なのかを精査し、企画財政課とも慎重に協議していきたいとの答弁でした。

公務員は、国もそうであるが定年制の延長が進められている、森町でも定年延長が進むと会計年度任用職員は減少していくのかとの問いに、仮に定年延長が進んだ場合、正規職員の定数があるため、

新規採用を抑制することになり、単純には会計年度任用職員は減らないことになるとの答弁でした。

会計年度任用職員の採用に年齢制限が示されていないが、年齢は問わないということなのかとの問いに、年齢制限はかけられないということになっているとの答弁でした。

今回の会計年度任用職員の条例は、働き方改革の一環でもあるのかとの問いに、同一労働・同一賃金との考え方の中で、たとえば、期末手当などは各自治体バラバラだったものを統一するというのが国の方針であると思うのでご理解をいただきたいとの答弁でした。

臨時職員が120名いるというのは多すぎるのではないのかとの問いに、120名いるが、この中には幼稚園の預かり保育で23人、放課後児童クラブで13人など40人近くを占めている。近隣市町では民間委託を活用しているということなので、今後は民間委託も検討する必要があると思っているとの答弁でした。

新規役場職員の応募状況はどうなっているのかとの問いに、正規職員採用では今年度事務職の募集をかけたところ、5名の募集に対し20数名の応募があった。一方、近年土木系の技術職の補充が難しかったが、2年ほど前から磐田農業高校や浜松工業高校に直接働きかけて採用に至っているとの答弁でした。

各種委員会の委員報酬と臨時、嘱託職員の報酬への切り替えで、この住み分けはなくなると考えてよいのかとの問いに、会計年度任用職員は一般職の非常勤であり、各種委員会委員は特別職の非常勤であるので、住み分けは出来ている。ただし予算上は同じ報酬となるので、報酬の表し方は、今後企画財政課と調整していきたいとの答弁でした。

会計年度任用職員の更新の対応はどのようになるのかとの問いに、引き続き勤めていただく職員は人事評価をする。そこで状況を見て更新の可否を出していくとの答弁でありました。

以上で議案第63号、第64号の質疑を終わり、次に、議案第65号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例について」の質疑に入りました。

第6条の中で、幼稚園長、社会教育指導員を削るとなっているが、この職務は別の条例で謳っていくのかとの問いに、園長、指導員は特別職での任用であったが、今回の改正で特別職非常勤職員の中に入らないため、会計年度任用職員に移行することになるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第72号「一般会計補正予算（第4号）に係る総務課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

自治振興費とは、どのような事業となるのかとの問いに、自治振興費50万円については、福田地公民館のトイレの洋式化に伴う要望、補助金であり、トイレ3基分の改修で、グレードの良し悪しは関係なく、経費の3分の1の補助になるとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、総務課所管の審査を終わり、次に議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例についてに係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

この条例における政策はいいと思う。しかし相当に財源もかかってくると思うが恒久的に国の補助制度が続くのか、それとも一定年度経過後に町の負担になっていくのかとの問いに、幼児教育無償化の実施に伴う財源は、令和元年度10月から3月までは、全額国の交付金が予定されてるが、令和2年4月からは国・県・町がそれぞれの負担割合となっており、さらにそれ以降に関しては決まっていないとの答弁でした。

令和2年4月以降の負担割合はどうなっているのかとの問いに、4月以降の負担割合については私立の保育園・幼稚園は国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっており、公立の施設等に関しては市町村が10分の10となっているとの答弁でした。

基本的には3歳児から5歳児までの幼稚園・保育園・認定こども園が無償化と理解するが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象とのことであるが、対象人数は把握されているのかとの問いに、令和元年9月1日の時点では住民税非課税世帯の児童

数は認可保育園と小規模保育所合わせて6名となっているとの答弁でした。

令和2年4月以降の公立保育所、幼稚園等は10分の10を市町村負担とのことであるが、交付税措置されるようになるのかとの問いに、こちらではわかっていないとの答弁でした。

森町には私立保育園が2園あるが、無償化されると予算はどうなるかとの問いに、保育園委託料の無償化に伴い、変わる部分は、給食における副食費が保育料から保育園での実費徴収に変更になるため、委託料としては減額になるが、副食費の免除対象者に係る部分は委託料として継続する。10月以降、国の公定価格が改定され、金額が増えることが見込まれる。免除対象者は保育園で26名おり、金額は約70万円ほどと見ているが、正確には対象者が確定された時点となる。一方保育園の保育料は、3歳から5歳の保育料が完全無償化となるので、町の保育料の収入は減少する。現在のところ摩耶、ときわ両保育園合わせ25,176千円の減額を見込んでいるとの答弁でした。

保育料は町に収入として入り、委託料として事業者に支払うとなっているが、無償化になると予算上の歳入、歳出はどのようなようになるかとの問いに、保育料については、3歳から5歳の無償化に伴い、歳入は減少する。減少分は、今年度は交付金で補てんされるとの答弁でした。

次に、議案第69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてに係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

改めて、3歳以上は完全無料となるのか、または一定の負担があるのかとの問いに、10月以降、3歳以上の保育料は無償となるが、給食費は保護者の負担となるので施設側に支払っていただく。ただし、年収360万円未満相当の世帯においては給食費の中の副食費が免除となるので、その差額を支払っていただくとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第72号「一般会計補正予算

(第4号)に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、担当職員から補足説明を受けたのち質疑に入りました。

幼児教育・保育無償化に伴うガイドブックの印刷製本費1,158千円が計上されているが、内容と部数を教えてほしい、さらに全世帯配布ではなく関係するところのみと思うがどのようになるのかとの問いに、一千部作成の予定で、内容は無償化の制度の説明になる。対象者や利用者負担額がどうなっていくか等の説明が主になると思いますが、中身はまだ決まっていない。配布先については、現在幼稚園、保育園に通っている全世帯と、今後入所を希望される世帯には窓口での配布を考えているとの答弁でした。

小規模保育園園庭安全柵の設置工事はどのようなものかとの問いに、園庭の場所は旧N T Tの道路を挟んだ向かい側に位置しており、既存のフェンスを敷地内に後退させ、U型の安全防止柵を道路面と小規模保育所職員駐車場側に設置、さらに保健福祉センター駐車場側にもI字型の侵入防止柵、こちらは取り外し可能なものと考えているとの答弁でした。

防止柵の設置は関係者、あるいは一般の方から要望があつての事かとの問いに、今年5月、大津市において園児が死亡する事故が起き、千葉県市原市でも公園に車両が突っ込む事故で保育士が負傷している。それを受け、保健福祉課で園庭を確認したところ、既存のフェンスでは車両が突っ込んだ時には、園庭の中まで入ってしまうと判断したので、今回補正計上をさせていただいたとの答弁でした。

次に、議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で保健福祉課の審査は終了いたしました。

次に、学校教育課所管事項に入り、教育長挨拶の後、議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例についてに係る学校教育課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

第4条の罰則規定だが、県の準則規定に則ったものになっている

のか、また第5条の過料の額は町長が定めるとなっているが、規則で定めるのかとの問いに、第4条の罰則規定はすべての市町で載せているものではなく、虚偽申告の抑制及び公平性を保つため規定したもの、また第5条の過料の額は、現在保健福祉課と規則を含め協議をしているところであり決まっていないとの答弁でした。

保育料が無償化になる中で幼稚園より保育園の方が有利になると考える保護者もいると思うが、年度途中でも希望すれば変われるのか、また預かり保育では、今までは祖父母等いる家庭はお金のこともあるので極力家庭で見えていたが、無償化で預けたい子どもが増えるのではないかと問いに、保育園は6時まで預けて無償、一方幼稚園は11時半又は2時で教育が終わり、預かり保育の認定がされれば11,300円までは無償となるが、負担のある家庭も出てくるので、保育園に行かせたい保護者も増える可能性はある。しかし保育園の入所には、就労時間等認定基準があり、さらに園の定員もあるため、どちらかという預かり保育が増えるのではないかとと思われるが、誰でもが無償になるわけではなく、保育の必要性の認定がされない対象にならない。保育園の認定がされた者、もしくは保育園と同等の認定をされた者、具体的には就労時間が64時間以上あることが必要であり、それ未満の場合は無償化の対象にならず、今までどおりの負担となる。そのため預けたいと希望しても保育の必要性が認定されないと無償化にならないので、就労時間を延ばして入所希望される方も出てくるとと思われるとの答弁でした。

現在預かり保育を受けている児童は何人おり、増えて受け入れはできるのかとの問いに、今年度、年間預かりを46名が利用、長期休業での預かりが38名、一時預かりが77名が利用、昨年は年間が64名、一時預かりが108名、長期が52名が利用した。人数が増える場合の受け入れには、指導員、支援員を増やす必要があるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてに係る学校教育課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に議案70号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」の質疑に入りました。

10月から始まる無償化には、保育の認定が必要ということだが必要な手続きを進めているのか、また、認定は誰がするのかとの問いに、保護者には8月最終週に申請書等の関係書類を送付してあるので、その申請を教育委員会にさせていただき就労時間等の確認をして町長が認定することになるとの答弁でした。

幼稚園の利用限度額11,300円とあるが、これを超える世帯はあるのかとの問いに、通常の間預かりの保育料は月額5,000円であり、超えることはないが、長期休業中の預かり保育料は日額1,000円であり、夏休みなどは12日以上利用すると11,300円を超えることになるとの答弁でした。

450円という金額は何に基づいて算出されたものか、また、この金額が上がる場合があるのかとの問いに、子ども子育て支援法施行規則第59条で、保育認定子どもにおける月の日数の基準が月25日と定められおり、11,300円を25で割ると450円になる。国で定められた補助単価であるこの単価は、年間預かりでも長期でも同じ単価で、それが上がるかどうかについては、国の基準であるため分かりかねるとの答弁でした。

1,000円と450円の違いがよくわからないがとの問いに、1,000円は町が設定した保育料の金額であり、無償化での450円は国が設定した補助単価の金額になるとの答弁でした。

他に質疑なく、次に、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

給食運営費、賄い材料費1,023千円、牛乳代一部無償化による計上について牛乳の単価、子どもの対象人数は何人かとの問いに、牛乳の単価については、現在3社から納入されており、森幼稚園は76円、一宮幼稚園は72円、天方、飯田、園田幼稚園は80円、人数は園児、教諭合わせて飯田58人、園田が64人、一宮が39人、森が89人、

天方が21人となっているとの答弁でした。

雑入、給食費保護者負担金197千円は何か、また牛乳は3社からの納入ということだが、8円もの開きがある。一般的に3社の見積もりから安いところからの購入となるべきだがどうしてかとの問いに、副食費の減額分がマイナス568,932円となり、牛乳代を町に繰り入れる金額が765,335円、この差額が197千円となる。単価に8円の開きがあるのは業者が5つの幼稚園すべてに配達が出来ないため、それぞれに違う業者に発注をしたことにより開きが出た。牛乳メーカーは明治だが、一宮幼稚園は直接納入されているため単価が安く、飯田幼稚園、園田幼稚園、天方幼稚園は小売店が間に入っているため差が出ている。令和2年4月からは見積もりの上、安いところで購入していきたいとの答弁でした。

他に質疑なく、学校教育課の審査を終了し、次に、議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」に入りました。

平成30年度決算では入院、外来とも患者数が落ち込んでいるが、令和元年度4月から7月までの経営状況はどうかとの問いに、4月から7月の状況だが、まず医業収入の、入院収益では、1日当たりの入院患者数が昨年度107.8人から、110.0人と増加。稼働率も昨年82.3パーセントだったが、今年は83.9パーセントと上回っており、単価も上回ったことから18,000千円ほどの増収となっている。外来収益は、森町病院だけは昨年度を若干下回っているが、家庭医療クリニックが伸びていることから6,000千円ほどの増収となっており、その他を含め、医業収益全体で見ると29,000千円ほどの増収となっている。

医業費用全体では給与費の増加等あるものの、昨年度と比べ3,800千円ほどの増加にとどまっていることから、医業利益では、25,000千円ほどの増加となっている。今後の見通しは、現状は増収だが、人口減少も進んでおり大きな伸びは期待できないとみられ、年間で昨年度を上回ることが出来ればと思っているとの答弁でした。

ここで補足があり、昨年と比べ4月から6月が伸びているが、こ

これは、昨年7月から地域包括ケア病棟入院基本料1の算定と、看護補助者の加算が取れたことにより病棟の単価が上がっているためであり、同条件となる今年の7月以降はこの分の差はなくなる。今後とも人口減少が続くと思うので急性期の患者さんは減っていくが、後期高齢者は増えるので慢性疾患を抱えた急性増悪患者は増えていくと思う。また、家庭医療クリニックは森町よりも町外、袋井、掛川、磐田、浜松から増えているとの説明でした。

除細動器の購入についての問いに、除細動器については、現在、古い機器が故障し、レンタルしている状態であるが、病院にとって必要不可欠で、自前で確保すべき機器であり、費用面等も考慮し購入するものであるとの答弁でした。

人工呼吸器用非常発電機の購入だが、災害時など考えると1台でいいのか、県の補助を受けるのは初めてかとの問いに、この発電機は災害時の貸し出し用で、在宅で人工呼吸器を使われている患者さんは現在2名。この事業で、県の補助を受けるのは初めてであるとの答弁でした。また、非常用発電機は個人で買っていただくのが基本であるとの補足がありました。

電子カルテの更新ということだが、どのような更新か、またAED、除細動器は、レンタルの方が管理しやすいと思うが、レンタルではいけないのか、発電機は一般的な発電機なのかとの問いに、電子カルテは、6年を経過したので今年度はサーバーの更新、来年ソフトの更新を予定している。また、併せて、病院などが情報共有するためのシステム、「ふじのくにねっと」についても、県の補助（事業の2分の1）を受け、更新を予定している。この事業は県内で平成23年から始まり、森町では平成25年から開始しておおむね6年を経過している。費用対効果などの問題を指摘する声もあるが、昨年あたりから有効利用の面など改善の方向に進んでいることから連携する方向で進んでいる。AEDについては、現在病院の1階、2階、3階とクリニックの4か所に4台配置している。更新時期が来ること、レンタルより安いということで購入したいと考えている。

発電機については一般的な町内会などにある防災用の発電機とほぼ同様のものであるとの答弁でした。

消費税の対応はどうかとの問いに、前回5パーセントから8パーセントに上がった時は大変で、国、厚生労働省は診療報酬で補てんすると言っていたが、補てんは十分とは言えなかった。今回は基本診療報酬分に上乘せすると言っているなので、説明をそのまま信用すれば、大丈夫かなと思う。補足として、増税に伴う診療報酬の改定については、すでに国から発表されており、内容を見ると初診、再診、入院料は改定でアップするが薬価については若干下がるとしている。影響を試算したところ、収入については、全体で月に1,600千円ほど増加する見込み。一方、費用に係る消費税の影響はシステム上では1,200千円から1,300千円ほど増加となる見込みで、大きな支出がなければ、数十万円程度のプラスとなる見込みであるとの答弁でした。

他に質疑はなく、森町病院の審査は終わりました。

次に、議案第71号「森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について」についての質疑に入りました。

目的を達成した基金の廃止はいいが、今回土地購入があり、そちらへの対応かと思ってしまうがどうかとの問いに、時期が一緒になってしまったとの答弁でした。

隣に体育館があり一体的ゾーンと考えた時に、今後拡張などあり得るのではないかと思うので、廃止ではなく基金の積み替えという対応が出来ないのかとの問いに、体育館建設という目的は果たしている、性格を変えてということも考えられるが、このまま置くよりも一般財源化して柔軟な使い道、今回跡地の購入という案件もあり、この辺も勘案し、とりあえずは財調に積み立てるなど、廃止という対応をとっていきたいとの答弁でした。

条例が廃止されれば予算項目がなくなる、すると財調かなと思うがどうかとの問いに、今回補正予算4号の歳入に基金繰入金を入れてあるが、歳出で上げている事業がある。イコールではないが、基

金が財源となっていることは分かっていただけだと思う。基金に積み立てるのか、新たな基金に積み立てるのか、財調に積むのか、それは少し検討させていただきたいとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

公有財産の購入ですが比較的安価で購入できている、いいことだと思う。利用方法として空き地はテニスコートなど考えられる、また、実習棟に関しては強固な建物であるので行政書類等の保管等が適しているのではないかと、2階は会議室等が考えられる、農園跡地等も含め何か考えておられるかとの問いに、校舎跡地に関してはテニスコート、駐車場が考えられる、実習棟は総務課管財係で各課の意見を集約しているところで、その意見で利用を考えていくつもりである。農園は、最初は購入は考えていなかったが、県は強く一体での購入を求めていたので含めることになった。しかし公共用に使わなければならないので、考えられるのは次郎柿など果樹の栽培展示、児童・生徒たちの体験の場所などであるとの答弁でした。

今後の進め方はどうか、さらにこれだけの面積で開発行為をする調整池が必要になると思うがどうかとの問いに、大雨の時もあったが、近隣から苦情はない。現状排水はできていると考えている。しかし専門性のある建設課の意見も聞いて管理をしていきたい。顕彰公園については周智高同窓会の思いもあるので、石碑等残すものと残さないものを精査し、なるべく管理しやすい方法を考えていきたいとの答弁でした。

農園跡地の傾斜角度はどれくらいあるか、大雨で土砂の流失が心配される。早めにどのように管理するか考えなくてはならないと思うとの問いに、全体では傾斜になっているが、4段になっており、一段一段はなだらかな形状であるとの答弁でした。

農園敷地の近くに遺跡のようなものがあるが、どのようにするかとの問いに、敷地内には古墳があり、近くには蓮華寺の敷地にあ

る山田七郎左衛門の碑もある。言われているのは蓮華寺古墳群内の古墳の一つのことだと思われる。ここは周智高の時も手は付けておらず、周りに植樹して守っていたと思うとの答弁でした。

農地を町が購入することは出来るのかとの問いに、町が購入する場合、農地法3条の手続きを取らないと購入は出来ない。さらに公共用としての利用が求められる。補正が認められれば手続きを取っていきたいとの答弁でした。

農園に続く舗装された道路は管理道かとの問いに、一部民地が入っているとの答弁でした。

民地があるということは今後ネックにならないかとの問いに、県使用時は民地所有者と利用契約を結んでおり、町としてはそれを引き継がせてもらえればと考えているとの答弁でした。

藤本コレクションだが、作品の真贋と保管方法は専門家の意見を聞いているのかとの問いに、絵画は30点、掛軸の作品が5点、陶芸工芸含め8点、計43点ある。作品の真贋は問わない。というのは寄附者の思いを大切にしたい、子どもたちを含め多くの人々に鑑賞していただき、その良さを感じていただくことが大事と考えている。保管方法は専門家である大学の先生から助言を受けている。保管場所は文化会館のピアノ保管庫内で、空調設備があり、鍵付きの場所を予定しているとの答弁でした。

次に、第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

基金繰り入れの減債基金が60,000千円と多いわけだがこの理由はとの問いに、近年、公債費の元金償還金が多くなっており、昨年度と比べて基金繰入金を増額している。今回その増額分程度を減債基金に積み立てるものであるとの答弁でした。

財政調整基金23億円程度は積み立てたいということだが、国の借金が多くなる中で、地方は余力を持つことで地方交付税交付金に影響は出ないかとの問いに、現在、国の動向にも注目しているが、大きな動きというものはない。地方がそれだけ節税に努力

をしていると捉えていただいていると思うとの答弁でした。

町債、臨時財政対策債も含め88億強あるが、今後事業をやる中で増えていくことはないかとの問いに、平成27年あたりから普通建設債が増加したことでこれから5、6年は償還額が増える。なので起債額を増やさないよう勘案していかなければならないが、建設事業などの投資的経費は将来にわたり住民の公共に資するものであるため、元利償還金というかたちで財政負担を平準化させていくことは必要ではないかと考えているとの答弁でした。

地方特例交付金、子ども子育て臨時交付金33,128千円の詳細を教えてくださいとの問いに、歳入では、保育園の保育料、25,176千円減額分、公立幼稚園の保育料と預かりの保育料を合わせた6,263千円減額分、諸収入、教育費雑入の学校給食保護者負担金197千円は、いろいろ積み上げになっているが、この中に幼稚園副食費の減額分と牛乳の保護者負担分を加減した826千円が入っているほか、歳出では、心身障害児者の扶助費の無償化分299千円、町外の認定こども園預かり保育事業利用料分564千円の積み上げを併せると、33,128千円となるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で企画財政課の審査は終了しました。付託されたすべての議案に対する審査が終了し、討論を省略し、直ちに採決を行いました。付託された議案10件すべて、委員全員の賛成で可決されました。以上、第一常任委員会、委員長報告といたします。

議長

(亀澤 進 君) 次に、第二常任委員会委員長、中根信一郎君。

3番議員

(中根信一郎 君) 3番、中根信一郎でございます。第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る所管事項について」、議案第73号「令和元年度森町国民健康保険特別会

計補正予算(第2号)」、以上、議案4件であります。

付託された議案審査のため、去る9月12日、委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月12日午前9時30分、委員会室に全委員出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。

初めに議長と副町長より、挨拶をいただきました。

審査に先立ち、「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る所管事項」として、橘地内、大洞院川堤防及び西俣地内、西俣・中島線拡幅、アクティ森漏水箇所現地視察を行いました。

それぞれ現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場委員会室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

河川維持管理費、河川維持管理手数料996千円の草刈り等施工場所及び毎年計画的に実施しているのか伺いたいとの問いに、太田川ダム湖周辺のいもどり岬等、公園施設の周辺などの除草作業については、当初予算の中でシルバー人材センターに依頼し、計画的に実施しているが、今回は、完成から10年が経過し、景観を阻害している高木の伐採、剪定等日常管理で対応できないため、補正予算をお願いしたものであるとの答弁でした。

河川維持管理費、浚渫作業等手数料2,000千円の内容について伺いたいとの問いに、最近の豪雨等により、普通河川や排水路などの小規模な浚渫要望が増え、当初予算内では対応できないためお願いしたものであるとの答弁でした。

町単独道路改良事業、町道西俣・中島線外2路線の舗装構成と企業の通行車両について伺うとの問いに、舗装の構成についてはアスファルト5センチ、路盤碎石が20センチで、進出企業の通行車両は、

10トンと4トン車両を想定しており、通行台数を考慮し、設計時に決定しているとの答弁でした。

次に、同西俣・中島線改築道路部分の幅員とセンターライン及び外側線の設置は可能かの問いに、道路幅員は、5.0メートルで、センターラインの必要幅員は5.5メートル以上のため、外側線も含め設置しないとの答弁でした。

同改築道路に繋がる生活道路での、大型車両とのすれ違いのための待機場所についてと、中島橋の荷重重量は大丈夫かの問いに、現状の広い場所と、新たに路肩としてできた所などで対応をお願いしたい。橋の耐荷重については、企業進出時に問題ないことを確認しているとの答弁でした。

以上のような質疑があり、建設課の審査を終了しました。

次に、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「^{うじ}、^{きゅううじ}旧氏」を加える。とあるがどの様な時に必要なのか何うとの問いに、女性活躍推進の観点から「^{うじ}氏、名」の次に「^{きゅううじ}、旧氏」を加える事ができる改正である。証明に「^{きゅううじ}旧氏」が入っていれば、契約や銀行口座の名義などがそのまま使え、就職時等に旧氏を使用しても本人として確認できるようになるとの答弁でした。

次に、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

印鑑登録システム改修業務委託料413千円は、森町印鑑条例の一部を改正する条例に伴う改修費ということで、さしたる質疑もなく、次に、議案第73号「令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、担当職員の補足説明を受け、審査に入りました。

さしたる質疑もなく、住民生活課所管の審査を終了しました。

次に、議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」

を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める、とあるが、「等」とはどんな方を言っているのか何うとの問いに、児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者の記載欄が扶養親族申告書に追加となったため、「等」という形になったとの答弁でした。

以上のような質疑があり、税務課所管の審査を終了しました。

次に、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、審査に入りました。

鳥獣被害総合対策事業について、鳥獣、猪被害が多く、捕獲時期など緩やかにして捕獲できないか、また、人家の近くにまで出没しており、人的被害を心配するがいかがかとの問いに、農作物等への被害が多い事は把握をしている。猟友会にお願いし、年間を通じて、有害捕獲の申請に基づいて許可・対応し、期間内に、対象鳥獣を捕獲していただいている。また、猟期には、猟友会員に対応をいただいている。農作物については、電柵等の補助で対応できるが、人家に侵入してくる獣の防止を対応するものではない。今後、違う施策での対応を検討する必要があると考えているとの答弁でした。

森町体験の里振興費、修繕費2,283千円について、視察で漏水箇所を見たが、その他いろいろな箇所が老朽化しているが、今後の修繕計画はあるか、また、修繕内容によっては、将来的なアクティ森の運営にも影響がないかとの問いに、修繕計画については、調査・検討し、公共施設管理計画の個別施設管理計画等に位置づけ、老朽化の激しい箇所から修繕していくことは必要と考えるとの答弁でした。

農業振興事業費、産地パワーアップ事業費補助金4,735千円について、申請をすれば貰えるのか、また、申請者は、補助金の有無に係わらず事業を進めるのかとの問いに、今回の補正予算については、県、中遠と話を進めていく中で、内示がいただける運びになったこ

とから、計上させていただいている。株式会社一宮^{いちみや}は事業拡大しているところであり、その事業計画の内容が補助要綱の要件をクリアしていることから、申請しているところであるとの答弁でした。

以上のような質疑があり、産業課所管の審査を終了しました。

次に、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る定住推進課所管事項について」を議題とし、担当職員の補足説明を受け、審査に入りました。

住宅指導支援金、建物等耐震化促進事業費補助金について、消費税率が変更になれば金額の変更はあるかとの問いに、木造住宅耐震補強助成事業については、定額補助になっているので金額の変更はないとの答弁でした。

補助金申請が多いというのは、消費税率変更前のかけこみ需要かとの問いに、耐震補助事業に関係した「我が家の耐震診断事業」については、契約後、納品が終った時点で9月末までは8パーセント、10月以後10パーセントとなるが、申請が多いのは、地震等が多いことと、補助金額が県下でトップレベルであることにより、利用者が興味を持っていただいていることによるものと考えているとの答弁でした。

以上のような質疑があり、定住推進課の審査を終了し、付託された議案の全審査を終了し、討論を省略し、ただちに採決を行いました。

議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る所管事項について」、議案第73号「令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

以上、第二常任委員会、委員長報告といたします。

議長 (亀澤 進 君) 以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前10時30分 ～ 午前10時40分 休憩)

議長

(亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論・採決を行います。

日程第1、議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 10番、西田であります。ただいま審議されております、議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」に賛成の立場より討論をいたします。今回の条例制定は、現行の地方公務員法においては、地方公務員の臨時、非常勤職員に係る課題として、任用上の課題と処遇上の課題があったものと思います。任用上の課題としては特別職非常勤職員は本来専門性が高いものが対象となるため、地方公務員法が適用除外になっていると思いますが、事務補助職員等の労働者性が高いものが特別職非常勤職員として任用されているケースが見受けられたようであります。特別職非常勤職員はサービスの面で、守秘義務、政治的行為の制限などの諸制約が課されていないこと、勤務条件の面で、地方公務員の育児休業等に関する法律が適用されず、また人事委員会などへの措置要求、審査請求等も認められず、労働者性が高い者でもこれら権利を受けることができないことが1点あります。勤務管理等労働者性の高い職では一般職として任用すべきで特別職は避けなければなりません。しかし現行の地方公務員法では一般職非常勤職員は、採用の方法、任期等明確ではなく、一般職非常勤職員として任用が進んでいないこと、任用については厳格な

制限が必要であり、勤務条件では地方公務員の法律適用除外などが2点目の課題となっていると思います。さらに処遇上の課題では非常勤職員は報酬、費用弁償の支給となっており、期末手当等は支給できないとなっていることがあります。これらが今回条例により「第1号会計年度任用職員」であっても一労働者の身分の保証、待遇改善等につながることは良いことだと思います。ただ1点気になるのが、人件費の増額となることです。人口減少が進む中で、収入増は見込めないことから定数管理の適正化と、個々職員の能力向上に力を入れなければならないと思います。このことを付け加え賛成討論といたします。

議長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。

(起 立 全 員)

議 長 (亀 澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第65号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀 澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (亀 澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第65号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀 澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 10番、西田です。議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例について」賛成の立場で討論をいたします。今回消費税の増税を間近にして、子育て世帯への支援として条例施行されることには抵抗がないわけではありません。本来国は消費税に頼らなくても社会保障の中での子育て支援に力を入れるべきであったものを、置き去りにしてきたという問題があります。しかるに、少子高齢化で人口減少が進み、なおかつ無策の経済対策により一般世帯の年間所得が増えない現状において、子育て世代支援は重要かつ必要であると考えます。安心安全な教育、保育が求められています。子ども・子育て支援法では市町村等の責務が強化されています。

第3条では、市町村はこの法律の実施に関し、次に掲げる責務を有するとして3点を挙げています。子どもの穏やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと、他2項目であります。森町は今まで子育て支援では他市町に遅れをとっていたところも少なからずあったところから、条例に沿ってすべての保育を必要とする子どもたちに、よりよい教育、保育で子育て支援ができることと、町独自の支援策、例えば給食費の完全無料化や医療費無償化の拡大などが必要であることを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

- 議長 (起立全員)
(亀澤進君) 起立全員です。
- したがって、議案第69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第8、議案第70号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 議長 (発言する者なし)
(亀澤進君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第70号を採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。
- 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議長 (起立全員)
(亀澤進君) 起立全員です。
- したがって、議案第70号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第9、議案第71号「森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 議長 (発言する者なし)
(亀澤進君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第71号を採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。
- 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議長 (起立全員)
(亀澤進君) 起立全員です。

したがって、議案第71号「森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 亀澤 進 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 亀澤 進 君 ）起立全員です。

したがって、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号「令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 亀澤 進 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 亀澤 進 君 ）起立全員です。

したがって、議案第73号「令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。
 (発言する者なし)
 議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
 これから議案第74号を採決します。
 本案に対する委員長の報告は、可決です。
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立
 願います。
 (起立 全 員)
 議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
 したがって、議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正
 予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。
 日程第13、議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算(第
 1号)」の討論を行います。
 討論はありませんか。
 (発言する者なし)
 議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
 これから議案第75号を採決します。
 本案に対する委員長の報告は、可決です。
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立
 願います。
 (起立 全 員)
 議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
 したがって、議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算
 (第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。
 日程第14、認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認
 定について」を議題とします。
 これから討論を行います。
 討論はありませんか。
 10番、西田彰君。
 10番議員 (西田 彰 君) 10番、西田であります。認定第1号「平成

30年度森町一般会計決算認定」に反対の立場から討論いたします。
平成30年度一般会計決算における歳入総額は8,489,643千円、歳出総額は7,537,090千円であり、歳入歳出差引額は952,553千円となり、これから繰越明許費繰越額を引いた実質収支額は928,935千円となっています。歳入は町民税や地方交付税、国・県支出金、繰入金、繰越金など安定的に確保されており評価をいたします。歳出においては、学校空調設備の設置など評価をいたしますが、町の今後を考えると、この決算が本当に町民の求める決算になっているかといえれば疑問であります。30年度当初予算での討論において、大型の予算編成となっているが、子育て、定住促進、雇用の確保など町長の公約「人口減少、少子高齢化に立ち向かう」予算編成となっていないと申し上げました。子育て支援・高齢者対策では、こども医療費完全無償化の拡充はされませんでした。高齢者の足の確保も進んでいません。定住促進・企業誘致では有効な宅地確保は、ほぼ民間任せでありますし、企業誘致の面では、インターチェンジ・スマートインター周辺が一向に活かされておられません。その中で新たな魅力発信事業が目玉のようになっていますが、14,000千円が決算され、今後10,000千円以上が使われるとのことですが、費用対効果を本当に考えているのでしょうか。それにかかる財源の出どころにも問題があります。ふるさと応援基金は間違いであります。アクティ森の維持や森町病院会計への繰出、災害多発が予想される中、学校統廃合という大なたを振ったのであります。なおさら町民要望に応える重点施策が必要であります。このことを申し上げまして、反対討論といたします。

議 長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

8 番、中根幸男君。

8 番議員 (中根幸男 君) 8 番、中根幸男でございます。ただいま討論に付されております認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定」について、賛成の立場から討論を行います。なお、金額は千円単位で申し上げます。

平成30年度一般会計の決算規模は、歳入総額8,489,643千円、歳出総額7,537,090千円となり、前年度と比較しますと、歳入が271,468千円増加し、プラス3.3パーセント、歳出が108,420千円増加し、プラス1.5パーセントとなっています。

歳入の増額の主な要因は、法人税の増加等による町民税の増及び、町債の増等であります。また、歳出の増額の主な要因は、幼稚園・小中学校空調施設整備事業等の教育費の増によるものであります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は952,552千円で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は928,934千円でした。また、単年度収支は139,861千円の黒字となっております。

歳入のうち、町税は2,728,775千円で、前年度に比べ、法人税の増加等による町民税の増により222,880千円の増、プラス8.9パーセントとなり、構成比では32.2パーセントとなっています。

地方交付税は、前年度より60,689千円増加し、1,946,141千円、国庫支出金は、前年度より80,107千円減少し、552,496千円でした。また、町の借入金であります町債は704,800千円で、前年度より107,270千円の増となっています。

一方歳出は、人件費、物件費、補助費等の経常的経費が5,840,804千円で、前年度より315,699千円増加し、構成比は77.5パーセント、前年度を3.1ポイント上回っております。

普通建設事業等、投資的経費は702,431千円で、前年度より120,889千円増加し、構成比は9.3パーセント、前年度を1.5ポイント上回りました。

平成30年度は、「第9次森町総合計画」の本格的始動2年目の年であり、人口減少の課題に対応し、活力ある町を今後も維持するため、各種事業を進めるとともに、役場組織の改編を行うなど、推進体制の整備も行われました。

具体的な事業の一部を申し上げますと、少子化対策・子育て支援としまして、こども医療費助成事業の対象年齢を高校卒業年代まで

拡大、また全額繰越となりましたが、摩耶保育園園舎新築整備事業費補助金212,886千円。これにより、定員が100名から120名に増員されております。

教育関係では、老朽化した宮園小学校水泳プールの改修、また一部繰越となりましたが、昨年の猛暑を受け、児童生徒等の健康被害の防止、熱中症対策として、幼稚園・小中学校空調施設整備事業、エアコンの設置が進められ、本年6月に完成をいたしております。

基盤整備事業では、町道等の改良・舗装事業を実施、また、新たに定住推進課を設けて、移住や定住を進めるとともに、住宅支援や空き家・空き地等の相談窓口の一本化を図っています。

各種産業振興については、企業誘致対策に係る産業立地事業費補助金、農地基盤整備に係る県営事業等の負担金が支出されました。

また、保健・医療・福祉の充実を図るため、国民健康保険や介護保険特別会計、公立森町病院会計等への繰り出しを行っています。

防災・減災関係では、一部繰越となりましたが、消防団の活動拠点となる第4分団2部のコミュニティ消防センター建設事業等が実施をされました。

なお、平成30年度の建設課への各町内会等からの要望件数は、舗装の穴埋め等も含めまして、612件あり、そのうち実施件数は333件、達成率は54.4パーセントとなっておりまして、限られた財源の中で努力したあとが伺えます。

以上のように、平成30年度一般会計歳入歳出決算は、国・県の制度や、交付税措置のある町債等を有効に活用するなど、財源確保に努める一方、その財源を効果的に配分し、町民福祉の向上に取り組んだ決算であると考え、認定することに賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

- この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)
議長 (亀澤進君) 起立多数です。
したがって、認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
日程第15、認定第2号「平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議長 (亀澤進君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第2号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議長 (亀澤進君) 起立全員です。
したがって、認定第2号「平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
日程第16、認定第3号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議長 (亀澤進君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第3号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議長 (亀澤進君) 起立全員です。
したがって、認定第3号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
日程第17、認定第4号「平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳

出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第4号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (亀澤 進 君) 起立多数です。

したがって、認定第4号「平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第18、認定第5号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、認定第5号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第19、認定第6号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第20、認定第7号「平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び日程第21、認定第8号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」以上、3件を一括議題とします。

お諮りします。

この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。

- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 議 長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
- これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。
- この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
- したがって、認定第6号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」から、認定第8号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」までの3件については、認定することに決定しました。
- 日程第22、認定第9号「平成30年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
- これから認定第9号を採決します。
- この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
- したがって、認定第9号「平成30年度森町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。
- 日程第23、認定第10号「平成30年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

12番、山本俊康君。

12番議員

(山本俊康君) 12番、山本でございます。ただいま討論に付されております、認定第10号「平成30年度森町病院事業会計決算認定について」賛成の立場から討論を行います。森町病院は県内唯一の町立病院であり、地域医療を担う公立病院としての役割を十分果たしているところであります。さらに中東遠地域における急性期病院としての機能を維持し、磐田市立総合病院や、中東遠総合医療センターといった、中核病院との連携による後方支援病院として、急性期治療後の患者の受け入れ、在宅復帰のための機能回復として、リハビリや退院支援、また退院後の訪問介護や在宅医療の提供といった、地域に求められる医療の中心的役割を担っております。

一方、森町家庭医療クリニックは家庭医の養成とともに、外来での初診治療の役割として、町民の方の認知度も上がっております。病院医師の業務負担軽減に大きく貢献もしております。また家庭医は先ほど委員長報告でも報告がありましたが、町外の袋井、掛川、磐田、浜松からの受診があり、地域の重要な拠点ともなっていると思われま。経営成績については、医業収益が減少し、全体で2,794,896,489円、前年対比で9,211,980円の減少となっております。費用については全体で2,806,189,981円、前年対比62,190,791円増加となっております。その結果11,293千円の純損失となっております。

当病院は一般急性期の病棟、地域包括病棟、回復リハビリ病棟の各機能のさらなる充実が図られ、病院と家庭医療クリニック連携による外来医療の充実、在来医療の拡充、救急医療の実施など当院の特徴を発揮をしておることから賛成をさせていただきます。各議員のご賛同をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

議長

(亀澤進君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(亀澤進君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (亀 澤 進 君) 起立全員です。

したがって、認定第10号「平成30年度森町病院事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第24、発議第4号「地震財特法の延長に関する意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (亀 澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (亀 澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号「地震財特法の延長に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・内閣府特命担当大臣（防災）・消防庁長官・林野庁長官・水産庁長官に提出いたします。

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番、加藤久幸君。

2番議員

(加藤久幸 君) 2番、加藤久幸でございます。

先に通告した1問について、質問をいたします。現在、静岡県では9万人の外国人が暮らしています。そうした中、今後も増加傾向と考えられます。外国人児童・生徒等の支援ということで、質問をいたします。町の本年度における外国人児童・生徒等の支援体制が十分に整っているか、また、学習への支援や通訳による意思疎通など考えられる課題について伺います。

1つ目としまして、日本語指導が必要となる児童・生徒が学校に入った場合、指導や支援できる者が十分に備わっているか。

2つ目、学校は、児童・生徒や保護者に伝えたいことを通訳や翻訳をしてもらい、伝えられる状況にあるか。

3つ目、今後学校へ支援員を配置したり、特定の場所で初期支援を施したりする等の具体的な対応策は考えているか。

4番目、収入が安定しておらず、学用品が買えないといった場合、ケアをする方法はあるか。

以上具体的に4つあげましたが、ご回答をお願いしたいと思います。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 加藤議員の「外国児童・生徒への支援について」のご質問にお答えいたします。

近年、外国人労働者が日本社会で仕事をする機会が増える中、平成31年4月に改正入管法の施行によって、外国人材を受け入れる制度が始まり、森町においても、今後外国人児童・生徒の増加が予想されるところでございます。

町内の外国人児童・生徒の状況でございますが、9月1日現在で小学生11名、中学生6名、幼稚園児2名、合計19名が在籍し、学校生活及び園生活を送っております。国籍につきましては、ブラジルが最も多く15名、ニカラグアが2名、中国・インドネシアが各1名でございます。日本語指導を必要とする児童・生徒・園児につきましては、帰国児童である日本国籍の2名を含め、森小学校に4名、

飯田小学校に2名、森幼稚園に1名の計7名でございます。

1点目・2点目の、「日本語指導が必要となる児童・生徒への指導や支援体制、児童・生徒や保護者への連絡について」のご質問でございますが、小学生の6名につきましては、ブラジルから直接入国してきたため、日本語を聞くこと、話すこと、書くことができず、学校生活や学習において支障をきたしておりましたので、昨年10月に外国児童生徒支援員1名を雇用して、週4日、日本の生活習慣や、日本語の読み書きの勉強、授業での通訳を行っておるところでございます。併せて保護者宛の通知や翻訳、または面談時の通訳等もお願いしております。

日本語指導を必要な園児1名につきましては、6月までもう1人在園園児がおりましたので、外国児童生徒支援員として1名を雇用し、園生活での支援や保護者への連絡の通訳等をしていただいております。

この外国人児童生徒支援員に加えて、9月から音声翻訳機ポケットークを2台購入し、日本語指導が必要な児童が在籍する森小学校に1台、飯田小学校に1台を配置して、必要に応じて利用しておるところでございます。

この音声翻訳機は、手のひらサイズで110か国を網羅し、話した言葉を指定した言語に音声にして翻訳してくれる機械であります。このポケットーク2台の購入は、試験的なものであり、利用状況や効果を確認しながら、今後さらに必要性が生じた場合には、追加の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の「今後の学校への支援の配置や初期支援の場の設置等の具体的な対応策について」でございますが、現在、日本語指導の必要な児童・園児7人は、家庭環境や日本語レベル、日本語の理解レベル、学力も異なりますので、教諭や外国人児童生徒支援員により、個々の状況に応じた支援をしております。

今後、日本語指導が必要な児童・生徒が増えることも考えられますので、現在と同様、個々の日本語レベルに応じた支援をしていき

たいと考えております。

4点目の「収入の安定していない児童・生徒への支援について」でございますが、現在森町に在住し、公立中学校に在籍している児童・生徒の保護者の経済状況により、生活保護世帯及び生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護世帯には、国籍に関係なく、学校生活に必要な費用の一部を就学援助費として支給し、支援しております。今後におきましても収入の安定しない世帯に対し、就学援助による支援を継続してまいりたいと考えています。

また、幼稚園児につきましては、保護者の所得に応じて保育料が減額しておりますが、10月1日から保育園の無償化、保育料の無償化による保育料が発生しないこととなります。

先に申しましたように、今後さらに外国人児童・生徒の増加も考えられ、年齢や使用言語、発達段階も児童生徒により異なることが予想されますので、教諭や外国人生徒支援員により、個々の児童生徒にあった適切な指導や支援を行い、その上でさらに必要があれば県教委や国際交流協会等関係機関に、外国人児童生徒に対する支援についての情報等をいただきながら、必要な対応を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げて答弁といたします。

議 長
2 番議員

(亀澤 進 君) 2 番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 全体を通して外国人児童生徒等も増えているということで、森町も今後予想されるではないかというご答弁をいただきました。

そうした中で、ポケットクを2台購入されて、試験的にやられているということで、1番、2番というそういう内容でございました。私の調べた中での人数とは若干誤差がありましたけども、この3番目の初期支援という具体的な内容というのをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それと2番目の「児童・生徒や保護者に伝えたいことを通訳・翻訳をしてもらい」ということですが、今、中学校の段階では、当然

進学指導等も出てくるかと思えます。そうした中、三者面談等の中でうまくご家庭のことが伝えられない。そういった場合に、通訳もその中に入れて指導をされているか、そしてまた受験について、細やかな指導がなされているか、一番受験についてが困っていると聞きしたことがあります。

そしてまた、磐田の現状ですけど、磐田は東部小が全校で800人、そんな中で80人も外国にルーツを持つ児童・生徒の方がいらっしゃる。そしてまた、磐周地域においては、小学校では27校、児童数が478、中学校においては学校数が12、生徒数が148。そして県全体においては、これは政令指定都市の静岡・浜松を除きますが、小学校で1,428人、中学校においては453人、そしてまた、多国籍化が進んでいて、東南アジアや中東系の児童・生徒も多いと聞いておるところでございます。

支援員の配置については、磐田においては外国人児童生徒適応事業として、11の方が巡回をしている。それから初期支援教育コーディネーターとして1の方がいらっしゃる。袋井市においては外国人児童生徒サポート事業として、12の方が、言語や習慣の違いにより学校生活に支障が出る外国人児童生徒に対しての学習初期支援、放課後日本語教室等や、校内生活支援を始め学校と家庭との連携支援、学校教育課に1人、初期支援教室に日本人2人、通訳2人、巡回に7名ということをお聞きしております。

全体を通してですが、入管法の改正により、外国にルーツを持つ児童生徒の増加傾向にあると聞いております。地域によつての現場は全く異なると思いますが、県全体としては捉えにくい課題なのかなと思います。西部地方では、湖西市それから袋井市も増加傾向と聞いております。そんな中で、4番目の貧困についてですが、これはスクールカウンセラーまたスクールソーシャルワーカーとの連携も考えていらっしゃるか、そこらへんのこともお聞かせをいただきたいと思えます。

議 長 (亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長

（比奈地敏彦 君）ご質問ありがとうございます。基本的な考え方としてまずお話しさせていただきたいのは、全国的な傾向、また静岡県への傾向、また今数値によるデータ等、今、加藤議員がおっしゃいました、その部分については十分理解しております。特に磐田市・袋井市等の事例をたくさんあげていただきましたけども、磐田市についても、外国人そのものがもう650人ぐらいいらっしゃいます。その中で、支援を要する子が、要するに特別な教育課程をやらなくてはいけないという子が370から380います。袋井市についても同じでございます。300人以上の外国人がいて、その中で260何人かの、特別な学習指導をする必要がある子がいます。ですので、基本的に今言った、増えていくので、それなりのその対応についてはどうかという質問については、重々理解しておりますけども、森町については、危機意識がないと言われればそれまでですけども、今の段階では当面19名、日本籍を持っている外国人もいますので、実際には21名なんですけども、その子どもたちと他の先進的な市町と比べるということはなかなか難しいというのが現状でございます。

それで先ほど言いましたように、1番目の「初期支援の内容等について」ということでございますけども、特に森小にいる4名の方が非常に難しいというのが現状です。飯田小にいるお子さんについては、外国人籍ではなくて日本籍で帰られた方ですので、少しは理解できていて、ある程度の対応は機械を頼らなくても現場ではできる。森小の4名等については、やはり直接来た方がいらっしゃいますので、数は少なくとも大変さがある。そういう部分については、先ほど答弁させていただきましたけども、町の方で雇った、支援員等をうまく活用して、国語・算数等については、取り出し指導とか、別の部屋へ入って、具体的な、基本的な読み書きという部分とか、日本の生活のルールとか、そういう部分をさせていただいております。ですので、今後の青写真等については増えるということとは十分理解しておりますので、そこはやはり現場の困り感というの

をきちっと把握しながら、そういう部分が後手にならないような対応について指導していきたいと思っています。

2問目の中学等についての三者面談実施、入試生っていうですかね、そういう部分について、おかげさまで中学生に対する子どもについては、本町における子どもさんについては、そんな支障はないというような報告をいただいておりますので、通常の日本人と同じような対応で今のところはできていると、そこら辺も、もし入ってくれば非常に対応が難しくなりますので、危機意識をもって対応していけたらと思っています。貧困等についてという部分についても、先ほど触れさせていただきましても、一応日本の皆さまと同じような対応をさせていただいておりますし、現状、今のところ森町にいらっしゃる外国人児童生徒の保護者の方からは、そのような申し出等、非常に難しいというようなお声をいただいておりますので、普通の生活、教育活動をさせていただいているところでございます。先ほど言いましたようにこの問題については、いろんな問題で対策をしようとするとう雇用が発生します。ですので、雇用が発生するということについては、要するに普通で言う、該当の子どもがいなければ雇用が無駄になってしまいますので、そういう部分も考えてくると、やはり最低線の人数が集まらないと県へもなかなか頼みづらいし、町としても対応についても、非常に難しいところがあるというのが現状でございますので是非ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長
2番議員

(亀澤 進 君) 2番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 今、初期支援の具体的内容をもうちょっとお聞きしたいのですが、後ほどお答えをいただきたいと思います。そしてまた、1番、2番については具体的なお話もいただいて了解をいたしました。そしてまた3番、4番についてですが、これは例えば一つの場所に集めて指導をするとか、磐田においては「にじ」という支援教室を立ち上げて、中部小でそういう授業をしているということも聞いております。そういった一つの場所で集めて教育を

するとか、そういうことはお考えであるのか。それから4月1日から改正入管法が施行されて、7月1日に開設をした、ご存知かと思いますが「県多文化共生総合相談センターかめりあ」、ここは9か国語、ポルトガル・フィリピン・英語・中国・ベトナム・韓国・スペイン・インドネシア、もちろん日本語、それからこの9か国語等をテレビ電話で通訳や翻訳機を使ってネパール・タイ語も対応しているとそんなことも聞いております。そういう中で、ここの連携は考えていらっしゃるか、そこをお聞きしたいと思います。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。
(比奈地敏彦 君) 教育長でございます。初期支援のこと、または一つの場所で考えているかというようなことについてのご質問がございましたけども、先ほどからお話しさせていただいておりますように、ある一定の人数が揃わないと、やはりその初期支援教室の機能が果たせない。ですので、今、森町では先ほど言いましたように森小では4人がいて、現場では困り感がある程度あるのですが、先ほどから言っているように森ではある程度支援員を雇って個々に対応させていただいておりますので、今のところはうまく回っているというのが現状です。ただし磐田や袋井のように何百人という、必要性が出てきた場合については、やはり考えていきます。森町についても1校の在籍の子どもたちが、基本的なスタンスでいくと県の加配、国の加配をもらえる人数とすると、大体10人の後半17から18人揃うと支援教室というものの県の加配をいただくこととなります。これについて的人数的な根拠等については毎年その基準が変わっておりますので、基本的なスタンスとすると、15から16人いれば、その学校で支援教室。そうすると先ほど加藤議員がおっしゃった初期支援指導ですかね、そういう部分がきちんとできます。ですが磐田や袋井の事例を聞きますと、初期支援についても全く学年が違う子どもたちの集まりでございますので、一つの教室に入っても基本的には一つの壁を向いて1年生の授業、2年生の授業、3年生という個々バラバラに、要するに支援をしていくというよう

な形になっておりますので、なかなか実が伴わないというのが現状でございます。ただ、人を配置しているという点では、磐田や袋井については県の支援教室、要するに各学校にある教室とは別で初期支援学級というものが開催されておりますので、そういう部分で午前中なり午後なりがそこのところへ行って学んで帰ってきて、また自分の学校で勉強するというようなスタンスは取れると思えますが、先ほど言いましたように、それもやはりある程度の数がいてこそ成り立つ制度かと思っているところでございますので、森町についても、何回も申しますが、危機意識は十分持っております。人数がこれから増えるというのは明確でございますので、そういう部分の認知、それがもしも多くなった場合、どこへ開設すればいいとか、誰を雇用すればいいかというような、やっぱりそういうところも他の市町と違う課題もございまして、行政と相談しながら、そういう事態に備えていけたらと思っているところでございます。後は県の「かめりあ」との連携は考えているかという部分については、私の勉強不足なもので申し訳ございませんけども、基本的なところではそこまで対応、連携については、考えているところではございません。以上です。

議長
2番議員

(亀澤 進 君) 2番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 初期支援の具体的な内容を今一度教えていただきたいと思えます。それと、4番目の就学援助費等で対応しているということでございましたけども、例えばリサイクル等を考えられて、ランドセルであるとか鍵盤ハーモニカ、粘土、粘土板、算数ボックス等々いろいろリサイクル品はあると思えますが、貧困家庭も含めてのことになります。そういう部分については考えられるか、ハーモニカは口の部分を変えないとちょっと使えないのかなと思えますけども、そこら辺のことを再度質問いたします。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 教育長でございます。初期支援学級、支援あり方等についてということでございますけども、再度申し上げま

すけども、特別な教育課程を組まなければいけないような状態の中での初期支援教室という部分を考えてくると、今まで磐田でやっている、袋井でやっているような部分について、お話しさせていただくと、文化の理解とかという部分もあるし生活へのなじみという部分もありますし、学校生活の規則とかそういう部分についての指導ですか、そういう部分はやっておるようでございますが、基本的な指導とすれば、やはり読み書きそろばんではないですけども、日本語を読んだり書いたりという部分と計算の仕方についても、ブラジル、ポルトガルについては様式が違いますので、そういう部分の日本流の計算の仕方のいろはとか、そういう部分の練習をしてるのではないかと思います。リサイクルを考えているかという部分については、これはこの問題に問わず、各学校において、時に卒業した生徒のランドセルまたは洋服等について、もしも問題がなければ学校の方へ寄附していただけませんかというような働きかけは、この外国人児童生徒に限らず、ある程度、どこの学校でもやっているのではないかと思いますので、本当に貧困等の問題等にぶつかった場合については、今、継続的にやっているような、そのようなことについても、その外国人等にも活用させていただければいいかなと思っております。以上です。

議長
2番議員

(亀澤 進 君) 2番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 何度もお聞きして申し訳ありませんが、私の調べた中ではこの初期支援ということでは、日本語がほとんど話せない、理解できない、そんな中で学校生活に支障をきたす児童生徒、文化の違い等もありますので、日本の学校に適應するための生活指導、それと学校生活上必要最小限の日本語会話、ひらがなカタカナの読み書き、算数の基本的な計算、この辺が初期支援の具体的な内容にあたるかと思いますが、こんな内容で間違いがありませんか。それと、リサイクルのことについても伺いました。これは親御さんがやはりその働く場所等によって、当然こちらに来た時に企業のブローカーさんによっても、対応がだいぶ変わってくると思うの

ですが、その時に借金があつてなかなか買えないとか、いろんな問題が出てくると思います。今一度その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 (比奈地敏彦 君) 教育長でございます。初期支援等については、何回も申し上げますけども、私の答弁の中でお話ししたことが基本的なスタンスかなと思いますが、議員の方から間違っていないかという様なご質問等については、やはりケースバイケースだと思います。向こうから入ってくる習熟の度合い、子どもさんのそれぞれの発達段階がございますので、やはりその学校に合った、その地区に合った初期指導というものはあるのではないかなと思うところがございます。あと、もう一つの問題等については、そういうことも予想されており、これから来るのではないかと思いますので、私たちの方についてもアンテナを高くして危機意識を持ちながら対応していけたらと思うところがございます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 2番、加藤久幸君。

2番議員 (加藤久幸 君) 貧困のことで4番目のことですが、これはスクールカウンセラーそれからスクールソーシャルワーカーとの連携について、これも考えられた方がいいと思いますが、それについてはいかがですか。それからひとつの場所に集めて指導するのは難しいということをおっしゃられましたが、各学校に巡回指導に回るとか、そういうことをお考えですか。

議 長 (亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 (比奈地敏彦 君) 貧困等の問題等についてのスクールソーシャルワーカーとか、SSW等の関わり、これは当然いろんなケースが出てきた場合については、日常の今の通常の子どもさんと同じような対応をさせていただきますので、ケースバイケースで関わっていけたらと思うところがございます。それと、今言ったように巡回云々というものについても先ほど言いましたように、一応、例えば森の例でいきますと支援がいらっしゃいますので、かかりっきりと

同時に、ある程度ひとつの教室の中でも巡回はしているわけでございます。ですので、数が先ほど言いましたようにどの学校にもたくさん増えてきたというようなことが、明確になってくる場合については、やはりそれなりの対応をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど言いましたけど、部屋を作ると言っても、人を雇ってやるというふうに県の加配の要件、10何人いなくてはいけないというような要件がありますので、そのクリアをしない限りは、勝手に部屋を作るということができません。私たちができる部分については、磐田や袋井で言っている、始めているような、大人数が出てきて何百人がいる子どもたちのために、初期支援学級、その部分については学校の校内であっても、どこかの公民館を使うであっても、そういう部分については、これから考えなくてはいけないと思っておりますけども、現時点については、危機意識は持っていますけども、具体的に即対応するということについては、今は考えておりません。

議長

(亀澤 進 君) 2番、加藤久幸君。

2番議員

(加藤久幸君) 今後も外国人児童生徒等が困らないよう細やかな指導をお願いしたいと思います。答弁は結構でございます。

議長

(亀澤 進 君) 次に、9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治君) 9番、鈴木托治です。私は3点の問題について町長に伺いたいと思います。まず、第1点、プレミアム商品券についてであります。10月に予定されている消費税増税に低所得者層等への支援策で個人消費を下支えしようとして、国の主導で行われるプレミアム商品券の申請が県内では低調に推移していると聞いております。現在までの、町の申請状況と今回の対象者への連絡及び交換までの事務手続きについて伺います。

2問目は三倉・天方地区の現状にあった町内会の再編についてであります。先日行われた町内会長と議員との意見交流会では、主に空き家、空き地、少子高齢化、人口減少などが問題提起されました。特に三倉・天方地区からは、高齢化のため草刈りが危険になっている点と、少人数のため町内会の運営が難しくなってきたとの意見が

多く出されました。

私は少人数地区の町内会の統合、それが困難なら形式的に例えば5町内会を一つの町内会と認め、その中から町内会長や各種役員を選出するのも一つの解決方法だと思いますが、行政側の見解を伺います。

3点目はふるさと納税制度の現況について、ふるさと納税制度の当局の現状についての見解を伺う。私には理解しがたい制度ではありますが、森町へのふるさと納税者は微増していると聞いております。そこで他市町村からのふるさと納税をしてくれた人数、金額、当町から他の市町村へふるさと納税をした金額と人数はどの程度でしょうか。最後に町外に住む役場職員が森町にふるさと納税をしたかどうか、何人いるのかそのことについて厳しい質問ですけどお答え願いたいと思います。以上です。

議長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。

(午前 11 時 57 分 ~ 午後 1 時 00 分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) 鈴木托治議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「プレミアム商品券について」申し上げます。このプレミアム付商品券事業は、住民税非課税の方と小さなお子さんのいる子育て世帯を対象として実施するもので、購入引換券1枚につき最大で25,000円分の商品券を20,000円で購入できるものです。

1点目の住民税非課税の方の「現在までの申請状況」ですが、案内総数3,157人のうち、9月20日現在658人から申請を受け付け、申請率は20.8パーセントとなっております。

2点目の「対象者への連絡及び交換までの事務手続きについて」ですが、まず、ここでの「対象者」は、平成31年1月1日に森町に住民登録があり、住民税非課税の方で、なおかつ、課税者の扶養になっていない方との条件に該当するであろう方です。

今回3,157人を抽出し、去る8月7日に「商品券購入引換券交付

申請書」を案内文とともに、郵送いたしました。併せて、回覧や広報、同報無線にてプレミアム付商品券事業についてお知らせしているところです。

次に、「プレミアム付商品券交換までの事務手続」につきましては、「商品券購入引換券交付申請書」の送付時に同封してご案内しておりますが、交付要件をお示しし、ご自分が要件を満たしているをご確認いただきましたら、申請書記名欄に押印し、現住所など必要事項を記入して、保健福祉課へ直接ご提出いただくか、同封の返信用封筒にて郵送していただいております。こちらで受け付けた申請書は、交付要件を満たすかどうかを確認し、交付・不交付の審査をいたします。現在、9月6日までにご提出いただいた申請書の審査処理を完了し、交付・不交付の決定通知とともに、交付決定者には「商品券購入引換券」を交付いたしました。

一方、商品券購入引換券交付申請の必要のない子育て世帯のうち、平成28年4月2日から令和元年7月31日までに生まれたお子さん361人がいる321世帯の世帯主にも「商品券購入引換券」を交付いたしました。また、8月1日から9月末日までに生まれたお子さんのいる世帯へは、10月下旬に郵送する予定です。商品券は、9月29日以降、森町商工会にて購入していただくこととなります。

商品券購入引換券交付申請につきましては、令和2年2月21日まで受け付けを行っていきませんが、提出が遅くなればなるほど購入引換券の発行が遅くなりますので、回覧、広報、同報無線や役場庁舎等へのポスター掲示、更にホームページを活用し、申請の啓発や、取扱店の周知を図り、早めの購入引換券交付申請につなげていきたいと考えております。

次に、「三倉・天方地区の現状にあった町内会の再編について」のご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり、三倉地区と天方地区は、町内の他地区に比べて人口減少、少子高齢化が進行しております。10年前と比較いたしますと、三倉地区では人口が約3割、天方地区では約2割減少しており、その要因は、65歳未満の人口が

減ったことによるものでございます。この結果、三倉地区では高齢者の占める割合が約5割、天方地区では約4割と高い水準となり、従来どおりの活動が困難になっている町内会もあろうかと存じます。

さて、議員ご提案の小規模町内会の運営に関する解決方法に対しての町の見解でございますが、ご承知のとおり、町内会は地縁型の自治組織でございます。それぞれに成り立ちや歴史的背景が異なり、町内会の考え方もそれぞれで、その運営方法や活動内容につきましては、町内会員の合意により決定いたします。従いまして、町が一概にその見解を述べるものではございません。まずは町内会の皆さんで話し合いの場を持ち、合意が得られましたら、隣接する町内会や地区の連絡協議会に相談を持ちかけて協議を重ねていくことで、より良い結果をもたらすのではないかと考えます。現在、町内会から統合等の具体的な相談はございませんが、相談をいただきましたら、町内会が抱えている課題を洗い出し、一緒になって解決に努めていきたいと考えております。

次に、「ふるさと納税制度の現況について」申し上げます。議員ご承知のとおり、ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された、都道府県、市区町村への寄附制度であり、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されるものでございます。また、多くの自治体では、自治体外からの寄附者に対して、寄附金額に応じたお礼の品を返礼品として送付しております。しかし、ここ数年、一部の自治体が資産性の高い返礼品や、返礼割合の高い返礼品を提供し始めたことなど、制度の趣旨に沿わない運用が問題となっておりました。この問題を解消し、正しい運用とするため、本年6月に地方税法が改正され、返礼品の返礼割合を3割以下にすること、返礼品を地場産品とすることなどの条件が法制化されたところでございます。さて、当町におきましても、平成28年度から返礼品の品目を大幅に増やすリニューアルを行い、ふ

るさと納税用のインターネットサイトを複数設けることなどにより、ふるさと納税を受ける体制の充実を図ってまいりました。本年6月の地方税法改正後には、総務大臣が基準に適合した地方団体のみ、ふるさと納税の控除を受ける対象として指定することになりましたが、森町におきましては基準を満たす団体として、総務大臣から指定を受けております。このように、総務省の通知や法律を遵守しながら進めてきた結果、森町を応援してくださる全国の方からご寄附をいただくとともに、地場産品である返礼品をお届けすることで、地域資源を最大限活用し、森町の魅力を全国に発信することに結びつけております。

さて、議員ご質問の森町へのふるさと納税の実績について申し上げます。まず、平成30年度に他自治体から森町にふるさと納税をしていただいた人数は、延べ3,070人、金額は1億206万6,000円となっております。金額につきましては、平成29年度の約1.5倍と大幅に増えており、魅力ある体験型返礼品や、毎月お届けする返礼品など、町内事業者の協力により、返礼品を充実させた効果と考えております。次に、平成30年度に森町から他自治体へふるさと納税をした人数は、197人、金額は、1,675万5,300円となっております。

また、ご質問の町外に住む役場職員が森町にふるさと納税をした人数につきましては、次の2点の理由により公表すべきではないと考えております。1点目は、ふるさと納税は制度上、寄附者が自由に寄附先を選択できるものであり、職員としての情報の公表を前提に受け付けているものではないことから、そのような把握をしようとする事自体が、本制度の趣旨に抵触するということでございます。したがって、町外に住む職員が、何人森町にふるさと納税をしたかについては、あえて把握はしておりません。2点目は、職員に支払われた給与が、どのように使われたかを職務上、把握することができないものではないということでございます。以上の理由により公表は控えますが、担当課には、町外に住む職員から、ふるさと納税をしたいという申し出が相当数あると聞いておりますので、多

くの職員から寄附をいただいているものと認識しております。今後におきましても、職員のみならず、町内、町外を問わず、すべての皆さまに、まずはふるさと納税の制度趣旨を理解していただき、森町を応援していただけるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。

議 長

(亀澤 進 君) 9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治 君) 8月の多分末頃だと思いましたが、ある報道でこの特典商品券の申請が非常に伸びておらないと、大体どの自治体も15パーセント前後だと、そういうように報道しておりました。そして今、森町の状況を聞くと、非常に少ないパーセンテージということで、私は何でこのように、2万円のものが2万5千円になるということが、大変な有利なことだと思って、なぜこのように申請者が少ないかということが私は疑問に思っておるわけでありませぬ。なぜ、このように少ないのか、あるいは今後、最終期限までにどれぐらいのパーセンテージで推移しているかの予測は、もししているならちょっと教えていただきたいと思っております。

議 長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

課 長

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。鈴木托治議員の質問にお答えします。まず申請率が低調な理由についてでございますけれども、こちらについては、こちら想像でしかありませんけれども、理由としては大きく2つあるかと思っております。1つは低所得者につきましては、商品券の購入までに引換券の申請をまずしていただいて、引換券を発送し、その引換券をもって商品券を購入するという手続きになっております。この商品券購入までの手続きが煩雑で理解しにくいという点が一点としてあるかと思っております。もう一点につきましては、こちらは低所得者ということで、引換券について5冊まで購入できるわけですが1冊でも最低4千円の現金が必要となりますので、その4千円を用意するということが難しいということがあるかと考えられます。主にはこの2点かと思っております。

それから今後の最終的な申請率がどのくらいになるかということ
は、特に予測はしておりませんが、今後も引き続き広報・同報
無線を使いながら周知徹底をしながら、申請率はどんどん上げてい
きたいと、そんなふうに思っております。以上です。

議 長
9 番議員

(亀澤 進 君) 9 番、鈴木托治君。
(鈴木托治 君) この商品券の問題は、2014年というと5、
6年前になるわけですけど、私は当時商工会の役員をやっておりま
して、その時は金額も高かったということで、90パーセントぐらい
の目標の申請者があったというように聞いております。しかし、今
回2万円が2万5千円ということになりますと、金額的にちょっと
やっぱり小さいものだからあんまり興味を抱かないということでは
ないかと思ひまして、もし私は、こういう政策があるなら、町が5
千円くらいでもいいので加算して、これに便乗してそして、3万円
ぐらいの商品券にすれば、2万が3万になるということになればす
ごく魅力的に感じると思うので、やっぱりそういう2,500世帯とい
うと相当の数になりますので、その人たちの支援として、そういう
ものをしていただきたい、したらどうかと提案しております。プレ
ミアムの件ですけど、文書がややこしいということも含めてどんな
内容の文書を送ったのかということによって、なんか非常に上から
目線で行っているのか、あるいはしっかりした説明をして当事者に
与えているのか、もしその文書が今ありましたら、どのような文書
で発送したかを教えてください。

議 長
保健福祉
課 長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。
(平田章浩 君) ただいま8月にお送りした案内文について
は持っていませんけども、案内文の内容につきましては、プレミ
ウム商品券が始まる。森町でも同様に全国と同様にプレミアム商品
券を実施します。プレミアム商品券を買う上では、まず税金の情報
が必要ですから引換券の交付申請書を出していただいて、その中に
税金の情報を見ることも同意していただく書類がついておりますの
で、そこにハンコを押していただいて役場に返送、または持ってき

ていただきたい。その申請が出されたうえで審査をして、交付の対象になる方については引換券を発送します。引換券の発送を受けた方は、森町商工会で9月29日以降販売しますので、そちらで購入をしてください。購入につきましては、引換券1枚について5冊まで購入できます。一冊あたり4,000円で5,000円の額面の商品券が買えますということで最大25,000円まで購入できますというような内容をつけまして、郵送させていただいております。今私が説明したとおり口頭で説明しても非常に長い内容のものになりますので、それを文字で打って出しております。ですので届いた方については、こちらとすると非常に丁寧な説明の文章にはなっていると考えて送ってはおりますけども、ただそれをずっと読んで理解をするということが非常に難しかったのではないかなとは、少し思っているところはあります。以上です。

議長
9番議員

(亀澤 進 君) 9番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) ここに「森町プレミアム付商品券事業の概要」というのがわけてもらいまして、これを見ますと「事業の主な手順」として、事業PR、広く町民へ事業を周知すると書いてありますけど、なぜ対象者ではない人に貧しい人に寄附をします、そういうことを通知する必要がどこにあるのか、その人たちがお金を商工会なら商工会に行って券を換えるときには私は低所得者ですとおっしゃっているようなものなのです。それこそ、私はプライバシーのものすごく大きな侵害だと思うのです。だから、こういうような低所得者には、それだけで低所得者にあなた方だけのこういうものですということで、別に広く認識させる必要性はまるでないと考えております。それと中間的なのというとおかしいですけど、それをするまでに15パーセントの経費がかかっているのですよね。私は国から来た金はできるだけ少ない金額、経費でもって対象者に贈るべきだと思うけど、15パーセントの経費は私は大変な額、数字だと思っています。それに、プレミアム商品券事業システム導入委託料5,588千円、これはこのときのためだけに作られたソフトウェアなので

しょうか。

議長
保健福祉
課長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。
(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。鈴木托治議員の質問にお答えさせていただきます。当初全員協議会で説明させていただいたときに、広く町民へ事業を周知するとともに想定対象者へ広報するところちらでも説明させていただいております。これにつきましては、国の全額10分の10の補助事業になっておりまして、この要件のなかに、この事業については広く住民に周知すると国から示されておりまして、その補助金を使ってやる事業ですので、その事業の要件にあったPR方法をとっております。今回の商品券の対象者につきましては、低所得者並びに子育て世帯ということがあります。特に引換券に子育て世帯と低所得者の引換券の色を変えてあるとか、そういったことは一切こちらとすることとしておらないものですから、商品券を購入する、商品券を使う際にはこの人が低所得者だとわかるとか子育て世代とわかるようなことの手続きは一切しておりませんので、対象者が子育て世帯なのか低所得者なのかというのは分からないように手続きを進めております。それからこの補助、国10分の10の補助事業ですけども、この事業は2本立てになっておりまして、1本は事務費に対する補助金の10分の10、それから商品券のプレミアム分の最大25,000円の場合は5,000円の金額がプレミアムについているわけですけども、その5,000円分に対する補助事業ということで2本の補助事業になっておりますので、事務費を削減したからといってその5,000円分の補助事業の金額が変わるということは決してございません。プレミアムの商品券の5,000円分の補助金は5,000円の補助金で、事務費については事務費の補助金ということで二本立てであるということでございます。それからシステム改修費ですけども、これについては、このプレミアム付商品券事業のためのシステム開発でこれにしか使えないと言ったものになっております。以上です。

議長

(亀澤 進 君) 9番、鈴木托治君。

9 番議員 (鈴木 托 治 君) 今のシステム導入委託料、これは550万、600万近い金額は、やっぱり職員が税務課から誰がどうですかということは税務課だって承知していると思うのです。だからそんなものを作らなくても、600万近い金額はそんなにかからず職員でやれば申請者は十分把握できると思うのですが、これこそこれだけのために使うのは税金の無駄遣いだと私は思います。そしてもう一つ、対象者については、それこそ今20何パーセントと低い申請者ですけど、誰だって2万が2万5千円になるなら私は間違いなく買うと思うのです。だからそこで言ったようにプライバシー、町役場だとか保健福祉課だとかあるいは商工会に私がそうですと顔見せするようなことが何となくいやで、そんなこと知られたくないためにわざと、そんな5千円ばかりならいらんわと言うような、そういう人もいないかと思うので、これは是非、そういう人もいるかもしれないが、100パーセント申請者が出て、住民税も払えないという大変な苦勞をしている方だと思うので、確実に間違いなく得をすることですので徹底的にもう一度対象者に連絡して購入してもらおうという考えはございませんか。

議 長 (亀 澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 托治議員からのプレミアム付商品券事業についてのご質問でございますが、この事業につきましては、6月議会の補正予算で事業についての予算をお認めいただきました。その際に全員協議会でも制度について、手続きの方法について、あるいはどのような方が対象者になるのか、どういった方法で通知をし、申請を受け付けていくのかということについてご説明をし、また質疑をいただいたうえで、お認めいただいた事業でございます。ですので、その事業を開始した後になって、もっとああした方がいい、こうした方がいいというご意見はあろうかと思いますが、すでに始まっている事業でございますので、この事業について上乘せしたらどうか、あるいはもっと簡便な手続きでということについては、この事業については今からでは取り扱いが出来ないことでございます

ので、そこはご理解をいただきたいと思います。ただし、事業の周知につきましては、今後もさらに進めてまいりたいと思っております。それぞれ対象となられる方それぞれのお考えやご都合もあると思っておりますので、全ての方がこのプレミアム付き商品券を購入されるかどうかということはわかりませんが、必要とされている方が確実に購入できるように、周知、通知につきましては更に進めてまいりたいと思っております。

議長 (亀澤 進 君) 9 番、鈴木托治君。

9 番議員 (鈴木托治 君) 私は、先ほどはこの国のこういうような支援策について、町もそれに加担して、というか連携して、もう5,000円でも足して、そういう低所得者ないし子どもたちの政策を実行してもらいたいという一つは、この商品券を買っても本当は地元の商店にはあまり利益が及ばないのですよね。全然とは言わないまでも、ほとんどが半分以上は間違いなくスーパーかどこかで消費されると思うのですよ。だから私はこのものの国の命令がどうかそういうものがあつたかどうか知らんけど、町が5,000円つけたやつは当然コレコレ、提案として言ってるんですけど、太田町長はもうこの前言ったことだから後から言うなっていうか、これからの参考のためにも、やっぱり5,000円上乘せしたのならそれは町内の商店で買うという義務づけするような形で、やっぱり商店街が育たなければ森町は滅びちゃいますよ。いくらスーパーだけ流行ったとしても。そういう意味でそういうものを含めたものをしていただきたいと考えております。それと、先ほど私は低所得者のことばかり言いましたが、子どもを持つ、三歳児ですか、三歳半の子どもを持つ子ども達の申請に対して申請はどれぐらいのパーセントで来ておりますか。

議長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) 托治議員からご提案ということでいただきましたので、今後このような事業のあるときには、参考にさせていただきます。ただし、考えなければいけないのは、今回

のプレミアム付商品券事業が地域の商店の活性化のために行っているのか、そうではなくて低所得者への消費税増税に関するその負担の緩和のために行っているのか、何のために行っているか考える必要があると思いますので、今後それぞれの事業の目的に沿った取り扱いをしてみたいと考えております。

議長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

課長

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。子育て世帯の交付申請書の申請状況はといったような質問かと思います。子育て世帯につきましては引換券の交付申請書を必要なくして引換券を発送するということですので、子育て世帯に関しては特に申請をいただいております。先ほど町長が説明をさせていただきましたとおり28年4月2日から令和元年7月31日まで生まれたお子さんが361人おりまして、世帯とすると321世帯おります。この世帯主に対しまして9月20日に引換券を発送しております。今年の8月1日から9月末日まで生まれたお子さんに対しましては、10月下旬に発送する予定ということでございます。以上です。

議長

9番議員

(亀澤 進 君) 9番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) プレミアム付商品券につきましては、昔の話掘り起こしたような、質問が的を射てなかった点があるかと思いますが、これはお許し願いたいと思います。

次に三倉・天方地区の現状にあった町内会の再編ということについてですが、実は町長ご存じのとおり、この前森町の町内会長全部集めまして、二日に渡りまして町内会長と懇談会が行われたんです。そのときに、一番多いのはやっぱり三倉や天方地区の辺地の人たちの、なんとか草刈りにしても町内会の役にしても人数は少ないは、毎年のようにやるのはなんとかならないか、毎年のように何かの役をやっている町内会もあるそうです。確かにこれを見ますと木根なんていうところは2人だ、あるいは大府川9人とかっていう。こういうところで、毎年のように町内会長出せと言うのは私は酷だと思っておりますよ。だからそれこそ町から言うことではないと先ほどおっ

しゃいました。確かにそうだと思いますけど、それなら、やっぱりそこ出身者の議員がいるものですから、その議員の人たちが町内会の会合の時に、こういうことをやったらどうですかという、そういう意見を進言して、そのように合併の方向に持って行っていただきたい。もちろん、村や町の生い立ちが違います。しかし平成の大合併の時だって町が違ってたって合併したではないですか、それと同じようにね、別に合併に反対している森町の町内会は、あそこはいやだなんていう人はたぶん無いと思いますので、そこらは住民の負担を軽減するためにも。もちろん町長とか行政主導でも僕はいいと思うのですよ、だけどそういうことで議会とか議員とかあるいは地元の方に話しして、もう少し楽なような体制を作っていくのが、やっぱり行政の仕事ではないかと考えております。それで、その中に出てきました草刈りに関しましても、本当にお年寄りばかりなら危険で、それこそどうしようもないですよ。足場の悪いところだったらそういう人達に対しては町が、その一定の補助とか援助とかというものをしてやらないと草ぼうぼうの河川になっちゃう。草ぼうぼうの荒地が増えちゃう。そういうこともありますので少しそういう面において、下の方は人数がいるのでいいと思いますけど。もう少し辺地に対するいろんな面で行政的な協力を是非ともやっていただきたいと思っておる次第でございます。そこで、袋井の山梨の方では5、6年前までは町内会で草刈りしていたんですが、今は大型の機械でもって竹でもなんでもバリバリ切っちゃうそういうような機械で草刈りをしている。建設課長、これはどこの機械でどのようにやっているかご存じですか。振っちゃって悪いけど、知っている人いたら教えてください。そうでないと、そういうものを持ってくれば結構大きな能力があるもんですから1時間もあれば自分たちがやっているところの草刈りは大概終わると思うんですけどね。そういうようなこともあるので、そのような補助をとっていただきたいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 中村建設課長。

建設課長

(中村安宏 君) 建設課長です。ただいまの草刈り等の支援についてということでございますけれども、この高齢化によりましてこの草刈りの問題というのは三倉や天方地区だけでなく、全国的な問題になっていて全国的にも今後の課題ということになっていると思います。やはり全て草刈りまで全部行政で対応するというのはなかなか困難でありますけれども、今までもそうですけれども危険が伴って地元での対応が困難な場所については、相談いただければ、現場を見まして役場で対応するというのも場合によっては、今でもありますので、そういう場所についてはご相談をいただければということですが、全部、それこそ行政で対応するのは難しいものですから、当面は、今までどおり地域の環境は自分たちが愛するというような意識のもとで出来る範囲で結構ですが、怪我等ないような形で今後ともご協力をいただければと考えております。それから、袋井の河川敷の草刈りの件ですけれども、これも以前ちょっと話題になって聞いたことがありまして、うろ覚えで申し訳ないですけれども、これにつきましては部分的にはやはり袋井市におきましては、現業と言いますか職員で現場の対応する職員を抱えているということで、部分的にはやはりそういうことで、河川の草刈り、広範囲にわたっての草刈り、地元では対応できないようなところについては、やっているというようなことで聞いております。磐田市におきましても、やはり現業の方を抱えておりまして、そういう部署があるということで草刈り機の大きなものを買ってやっているというようなことは聞いたことありますけれども。やはり一旦やり始めるとなかなか現業どこまで抱えれば、その河川と言っても広いものですから、なかなか全部を現業がいるからといって対応できるものではないものですから。そこはちょっと袋井市磐田市についても、なかなか課題になっているというようなことで聞いております。以上です。

議長

(亀澤 進 君) 9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治 君) 草刈りの件に関しましては、今言ったこと

で了解いたしました。それで、ちょっと戻らせてもらいますけど、小さな町内会では、飯田も50軒くらいの町内会が二つばかりあるのですが、その人たちも毎年2回目だ3回目だということを言うわけなんですけど。私は町内会連絡協議会の年度末の会合、一杯飲む機会があり、私はちよくちよくいっているのですが、そのときに町内会長も副会長もなにも男がやる必要はないですよ。それを今まで従来どおり皆男でやろうとしているから、だから結局順番が早くなっちゃうわけですよ。男性がやったら女性が副で会計をやるとかすれば5年のやつを10年に伸ばせるということもある。今は女性の活躍社会と言われている時代ですよ。男ばかりが出しゃばっていつて何もいいことはないというわけではないけど、女性も少し活躍させるような、そういう意味で私は是非とも町会議員の同僚の皆さんにもいろいろなところで女性が副会長をやったら、もっと間が開きますよとか、やっぱりみんなでこういうふうに男も女も協力しながら、町内会を運営して行くという意味からおいたら、やっぱり男だけで回していくそのやり方は、ちょっともうこの辺でええかげんに変えるべきだと、女性をもっともっと登用していくと、それが大事ではないかなとこのように思っておりますので、是非とも、これも要望と言えども要望になっちゃうんですけど。私も一回戸綿で一人、5、6年前に女性の町内会副会長がありまして、その方が非常にいろんなことで活躍したりする人ですので、なるほどこの人だったんだろうかなと思ったけど、やっぱりそういう面で私も地元に戻ったらそういうことをはっきり女性が出てきなさいとそのようなことを言っていたいなと思っております。

3番目に移らせてもらいます。ふるさと納税制度で先ほど町長は外にいる町の職員が何を使おうが何も必要性もないし把握する必要もないようなこと言われましたけど、やっぱり私は愛社精神というのがあるのですよね。愛社精神、愛町精神そういうものがあるから、ふるさとが作られていくのですよ。だから、私は外から来て、ふるさと納税をしていないなら、私は後ろ髪を引かれる思いで、やって

いると思うのです。もっとも私には後ろ髪はないものですが。そういう気持ちでやっぱり故郷を、町でお金をとって税金を50万か100万か知らんけどそっちの方に落としちゃうなら、もちろんいいですよ、どこに住んでも、憲法に保証されていますからダメだと言わないまでも、少なくともそういうような気持ちがあってしかるべきではないかな。それが職員の矜持だと私は考えております。それを町長が先立ってそれは関係ないよ、どこでもいいよと言うそういう言い方はやっぱり私は間違っていると思いますよ。できるだけ支援してくださいと。ふるさと納税というのは私は大嫌いで、小さな町が貧しい町が大きい裕福な町に返礼品がいいからと寄附するようなこんな制度、全くあってはいけないと思うし、むしろそれよりは、今回の九州の災害あるいは千葉の方の災害などに、そこにふるさと納税をする。もちろん、こういう状態ですので返礼品はしばらく返ってこないかもしれない。しかし復興した10年後には必ずまた、何らかの返事、返礼品は来ると思うので、そのような意味のない返礼まかせのふるさと納税はやめて、もっと災害地に心寄せ合うそういう寄附をしていただいたら、もっともっと日本は豊かになると思います。町長がさっき言ったように、別に把握しなくていい、別に私は個人の名前を出せと言っているわけではないのです。何人ぐらいいますかと、それくらいは別に個人情報でも何でもないのでないですか。私はそう思いますけど、どうですか。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ふるさと納税の件についての再質問でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、少し誤解があるようですのでもう一度お答えをさせていただきますが、私は決して町外に住む職員が森町に対してふるさと納税しようがしまいがそんなことは関係ないということは申し上げてはおりません。現に職員の中には先ほども申し上げましたが、自分の勤務している、また給与を支払ってもらっている森町に対してふるさと納税をしている職員も多数あります。そのことをあえて把握して公表すべきではない

ということを申し上げただけで、私も当然職員に対してそういう働きかけといたしますか、呼びかけはしておりますし、決して森町の職員が町内に住んでいようが町外に住んでいようが愛町心がないということはないと信じております。それから被災地への寄附こそがふるさと応援基金、寄附ではないかというお話でございますけれども、すでにそういう寄附も集められております。東北、東日本の震災の際、また各地の震災また豪雨等による災害で被災をした市、町に対するふるさと納税というものは、その被災した市、町で受け付ける業務ができない。そのような場合には友好町がその事務を代行したりということも現に制度としてあるわけですので、そういったこともご理解をいただきたいと思えます。ですので、ふるさと納税はいろいろな捉え方がありますが、その本旨がどこにあるかということをご丁寧な説明をしながら、ご理解をいただきながら町内に住む人町外に住む人と関わらず、まずは制度の趣旨を理解していただいて、賛同していただけるならば寄附をしていただくというようにこれからも努めていきたいと思っております。

議長 (亀澤 進 君) 9 番、鈴木托治君。

9 番議員 (鈴木托治 君) 終わります。

議長 (亀澤 進 君) 続いて、1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫 君) 1 番、岡戸章夫です。通告のとおり三倉小・天方小・森小の統廃合に関する条例改正の早期化について、一つは定住推進の現状確認と今後の施策についての 2 件を、一問一答形式にて町長に質問させていただきます。

まずは、令和 2 年度に改正予定と思われる、三倉小学校と天方小学校と森小学校の統廃合に関する条例改正を、本年度 12 月議会にて行えないかという質問です。背景としまして、泉陽中学校と森中学校の統廃合に関し、6 月に条例改正されましたが、改正の時期が新年度を過ぎていたことにより関係各所より、遅すぎたのではとの声が出ておりました。例えば、条例改正をもって正式な決定となるので、決定されていないのに準備等を進めるのは矛盾していないか、

とか、卒業式や入学式の時点で決定されていなかったもので、先生方は生徒に向け、卒業式や入学式の時点で、生徒たちに向け統廃合に向けたメッセージを送れなかったとも聞いております。また、現在進行中の統合準備会での意見でも、準備を前倒しで進めないと予算計上等に間に合わないのではとの心配の声も上がっております。さらに懸念されるのは、来年泉陽中学校が統廃合されることにより、現在泉陽中学校から三倉小学校・天方小学校に行われていた学習支援が、来年度は受けられなくなる可能性があるのでは、ということです。この学習支援を継続するためには、森中学校に国からの教員加配を受ける必要があると考え、申請及び手続き等を進めるには、本年度12月に改正をし、加配を確実に受けられる体制を整えることが大切かと考えます。統廃合に向け、様々な準備に追われる先生方の負担を軽減し、児童たちが十分な学習を受け、円滑に統廃合が行われることを最優先させることが、我々の責任と思っておりますので、これについて町長の見解をお伺いいたします。

次に、定住推進に関する内容ですが、昨年9月議会でも進行状況を確認させていただきましたが、再度実績等お伺いいたします。それを踏まえて、今後の課題対応について議論を深めていきたいと考えます。特に以前より空き家があっても利活用がされていないとの懸念があり、その理由の一つとして、片付けができずに困っている持ち主も多いと聞いておりますので、それについての助成制度を設けたらどうかと考えますが、これについても町長の見解をお伺いいたします。以上です。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

始めに「三倉小・天方小・森小の統合に関する条例改正の早期化について」申し上げます。森町の学校再編の方針を決定した昨年8月以降、三倉、天方地区を中心に学校再編に向けての説明会等を重ねてまいりまして、ご案内のとおり、泉陽中学校と森中学校の統合について、去る6月議会において「森町立学校設置条例の一部を改

正する条例」の議決をいただいたところでございます。現在、地域からいただいたご意見やご要望を整理し、生徒が安心して新たな環境での学校生活をスタートできるよう、「泉陽中学校・森中学校統合準備会」において、教育や通学分野等における対応の検討を行っております。

さて、「小学校の統合」につきまして、議員ご質問の背景に沿ってお答えします。

1点目の「条例改正をもって決定となるので準備を進めるのは矛盾していないか」についてですが、学校の統合に当たりましては、地域の皆さまに学校再編に向けた町の方針についてご理解いただくことはもちろんですが、統合する学校の環境や施設の検討、そして何より今までの教育環境が変わる児童の心を整えるための準備が大変重要であり、それには丁寧かつ慎重な対応が必要とされます。

中学校を例にしますと、町として学校再編の方向性を打ち出した後、庁内検討委員会を設置し、学校統合により変わる通学環境等について検討するとともに、関係学校においては、学校統合によって生徒が不安を抱かないよう、泉陽中学校、森中学校両校の教職員が、行事や学習内容のすり合わせ、テスト問題の統一等について連携を図って準備を進めてきたところです。

このように、児童を安心して新たな学校生活に迎え入れる環境を作るためには、条例改正の前から準備すること、条例が改正された後に、具体的に準備をすることといった両面から取り組むことが必要であると考え、スムーズな学校統合に向けて取り組んでおりますので、条例改正前に準備を進めることについて矛盾は無いと考えております。

2点目の「卒業式や入学式の時点で決定されていなかったため、教員は生徒に向け統廃合に向けたメッセージを贈れなかった」というご意見でございますが、今年3月の時点では学校の統合に向けての必要な検討や準備を行ってりましたが、検討課題に対する具体的な対応を皆さまにお示しできる段階にはありませんでした。現在

行われている学校統合準備会の中で、教育分野における学校の取組や通学分野における通学方法について等、具体的な検討が進んでおります。今年4月には検討課題であったものも徐々に具体化し、地域の皆さまにも説明をさせていただいているところです。

小学校の統合におきましては、中学校の統合準備会で検討された内容を踏まえ、小学校として再検討することによって、児童が安心して学校生活を送れるよう早めに検討準備を進める予定です。この準備活動を通して、各学校においては、児童生徒に統合に向けたメッセージが贈られるものと思います。

3点目の「準備の前倒しを行わないと予算計上等できないのでは」とのご意見でございますが、中学校の統合準備会では、現時点で3回の準備会を実施しております。そこでの意見を集約し、10月に予定している4回目の準備会では、本年度中に予算確保をし、整備するものと新年度予算で整備するものを洗い出し、12月補正と新年度予算それぞれに上程していけるよう、整理を進めているところです。

4点目の「中学校から三倉小・天方小への学習支援を継続するために本年度中に条例を改正すべきでは」とのことですが、現在、泉陽中学校から英語及び音楽について、兼務辞令の発令により中学校教諭が小学校の授業を行っており、その継続のために条例改正が必要ではとのご意見かと思えます。

中学校統合後も現在と同様、森中学校から教諭の派遣も可能ですし、統合を控えた来年度には、加配の教員もいただけるものと思います。その他にも小学校専科教員や、非常勤講師等の配置の方法もありますので、より安定した学校運営を図るためにも、確実に教員の配置をしていただけるよう、教育長からも引き続き県教育委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上、ご質問の背景に沿って説明させていただきましたが、今後とも引き続き、関係小学校の児童や教育環境の課題について十分協議し、保護者や地域の皆さまの一層のご理解をいただけるよう、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、当初から計画をしてお

ります様に、来年6月の議会に条例改正について上程してまいりたいと考えております。

次に、「定住推進の現状確認と今後の施策について」申し上げます。

1点目の「定住推進の実績について」でございますが、昨年4月から定住推進課がスタートし、約1年6か月となります。

これまでの定住推進の主な取組として、昨年7月に移住促進パンフレットを全面リニューアルし、5,000部作成いたしました。今年度9月現在までの配布状況は約3,500部で、その約6割が東京をはじめとする大都市部での配布となっております。これは、東京、横浜、大阪、名古屋での移住フェアに、昨年度は8回、今年度は現在まで5回出展し、積極的な配布を行ったことによるものです。

町内の空き家・空き地の有効利活用を図る「空き家・空き地バンク」につきましては、平成29年度に開設し、同年度に登録申請が7件、登録が1件、成約が1件でありました。定住推進課が新設された平成30年度は登録申請が34件、登録が21件、成約が7件で、大幅な増加となりました。今年度9月現在では登録申請が5件で、登録・成約はありません。

また、都市部の人材を受け入れ、地域協力活動により、地域力の維持・強化を行う「地域おこし協力隊」につきましては、昨年度2名が退任となりましたが、うち1名を「移住コーディネーター」として新たに委嘱し、移住希望者等への情報発信や相談業務、移住者の定住に向けた支援を行っていただいております。なお、欠員1名につきましては「中山間地域活性化コーディネーター」として現在募集中でございます。

これらの取り組みの結果、移住相談の実績としましては、定住推進課、地域おこし協力隊、移住コーディネーターが関わった相談件数が昨年度は97件、今年度9月現在で79件となっており、前年同月比で約3割増と大幅に増加しております。また、移住者数は、昨年度は24名、今年度は7名となっております。

2点目の「家財処分の助成制度創設について」でございますが、空き家があっても利活用されていないとの課題を解消するため、町では、空き家・空き地の所有者と利用希望者のマッチングを図るべく、「空き家・空き地バンク」を開設、運用しているところでございます。

「空き家・空き地バンク」運用の中で見えてきた課題は、申請件数に対し、登録までに至らない案件が一定数あるということです。原因として、未相続、未登記、抵当権抹消の未処理など、権利関係に起因するものと、給排水設備の機能不全や建物自体の老朽化などによる市場流通性の低さによるもの等があり、家財の未処分もその一つに数えられるものです。町としましては、家財処分に対する支援は、移住・定住促進につながる一つの方策であると認識しております。

しかしながら、前述のとおり空き家・空き地の利活用の停滞要因は複雑多岐にわたり、単純に金銭的支援により解決されるものばかりではございません。これらの課題の解決に対し、どのような効果的な支援ができるのか、総合的に判断し、さらに検討していきたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長

(亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。

(午後 1時57分 ~ 午後 2時 5分 休憩)

議 長

(亀澤 進 君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

(岡戸章夫君) それでは続けて質問させていただきます。まず最初に条例改正時期の件ですけれども、ここのポイントは自分の中では、この加配の部分がやはり一応重要視しておりまして、ただいまの町長の答弁により、条例改正時期に関わらず、加配の申請はしていくという力強い答弁をいただきました。これは教育長、教育委員会、学校教育課一体となってですね、是非頑張ってくださいとしかないと思っておりますので、我々にできることは、これは今お話ししましたような内容でバックアップするしかないのかなと思っ

た次第であります。その一点に尽きると思います。ただ、頑張ったけれどもダメでしたということがないように、くれぐれもお願いしたいと思います。交渉の際には、議会からも強い要請があったと申し添えていただければと思います。その上で、これに関して再質問ですけれども、今回あえて12月議会で条例改正できないかと投げかけをしたのは、この加配申請を逆算していくと、3月議会では間に合わないのではないかと考えた結果なわけです。ですが、今の答弁をお聞きした中で、加配の件を抜きにしましても、やはり本年度中に条例改正をし6月議会という中途半端な時期ではなくて、すっきりとした形で新たな期をスタートさせた方が良いのではと考えます。そこで本年度中の改正についてのお考えはどうか、改めてお伺いいたします。

議長
学校教育
課長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えいたします。なぜ6月議会を想定しているかということの説明をさせていただきますけれども、先ほどの答弁の中にもありましたように、議会の条例改正を待たずして、準備しなければならないことというのがあります。今回の中学校の統合を例にいたしますと、何よりも地域住民の皆さまへの周知と、意見を取りまとめた上で、安心してこの統合に向けて準備をしたいというのが大きくあります。また庁内検討会の動きでありますとか、関係中学校の生徒の対応についてもございます。またもう一つ大きな要因といたしまして、検討会、検討準備会という組織でもって、具体的な対応を検討してまいるわけですけれども、やはり新しい年度の委員さんも含めた上で、慎重に話を進めていきたいというひとつの区切りもございます。従いまして、6月の条例改正の前までにそのような準備を十分した上で、条例を改正していただいた後に、ご指摘もありましたように、県教育委員会への人事要望、これも大きなものでございますけれども、それ以外にも関係規則の改正でありますとか、学校廃止についての手続きでありますとか、そのような必要な手続き

を進めていきたいと考えておりますので、6月議会での改正の上程のタイミングというのが最良であると考えております。以上です。

議長

(亀澤 進 君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

(岡戸章夫君) この条例改正については、今の答弁で私も了解いたしましたので、是非円滑な統廃合に向けて進められるように、それはお願いしたいと思います。この件については以上です。

次にこの定住推進に関する件ですけれども、ただいま実績等を踏まえて、お答えをいただきました。その中で若干お聞きしたいことがあるので再質問させていただきます。実績としてだいぶ効果が出ているという話もありましたけれども、まず、目標値があって行動もあって実績があるというかたちでつながっていくと思いますので、以前にも行革の説明の時とかで、目標値が出されておりましたけれども、改めてこの目標値に対して平成30年度はどうであったのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

すぐ準備できないようであれば、また後ほどでも構いません。

議長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進

(村松達雄 君) 定住推進課長です。行革の数値等が今手元に資料ございませんのでまた後ほど報告させていただきます。

課長

議長

(亀澤 進 君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

(岡戸章夫君) それで先だっの全員協議会の時に、資料としていただいた森町総合戦略の進行管理状況についていただいています、その中に森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理表もいただいております。定住推進課さんの所管のところ、このいただいている資料の26番目の所ですけれども、空き家の利活用方策の検討ということで自己評価がされていると思いますけれども、ここで平成30年度はS評価がされているかと思います。S評価というのは計画時以上に進捗したということで非常に良い結果だったという自己評価かと思うのですけれども、これにこのS評価をした根拠、例えば数値的に目標値があっただけ実績があったのでS評価しましたという数値的なものをベースに評価してるのか。そ

れとも、感覚的と言いますか、課の中でよく頑張ったというようなそういった形での評価なのか、このS評価のところ、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長
定住推進
課長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。
(村松達雄 君) 総合戦略のところでは30年度S評価ということになっておりますけれども、これについては、当初空き家バンク等々の申請においては目標は10件程度だったと思いますが、申請件数等多くなっており移住者も、4人から24人ということにつながっておりということ、目標値が小さかったのかもしれないけれども、目標以上の成果が得られたということでSという評価をさせていただきました。

議長
1番議員

(亀澤 進 君) 1番、岡戸章夫君。
(岡戸章夫 君) 課長も今述べられたように目標が低ければ達成は当然容易になると思いますし、そこら辺の目標の設定の立て方も今後ひとつ課題になっているのかなと思います。感覚的に自分たちがとらえているのは、まだまだ利活用進んでないよねという認識でしたので、S評価で計画以上に進んだという評価、自己評価されている。ちょっとこちらの認識とずれがあるので、今ちょっと聞かせていただきました。来年度に向けてまた目標値を設定していただいで進めていただきたいと思います。

では、実績として数がたくさんあってきてはいるということですが、これは成約に至った経緯、不動産屋さんが経由して成約したのか、それとか移住コーディネーターさんが動いてくれて成約されたのか、それとも定住推進課さんが自ら動いて成約されたのか、そこら辺の情報ありましたら少しお聞かせください。

議長
定住推進
課長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。
(村松達雄 君) 30実績につきましては、定住推進課、それから移住コーディネーターそれから地域おこし協力隊が関わった件数となっております。役場関係とかそういったもの諸々含めた人数になっています。

議 長 (亀澤 進 君) 1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫君) その内訳というのはわからないということ
でよろしいでしょうか。今の時点でわからなければよろしいですけれども。

議 長 (亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進 (村松達雄 君) 移住コーディネーターができて、4 件
課 長 が該当になっています。その他は定住推進課その他全体の関わった
件数となっております。詳細については内訳が手元にございませ
るので、また後ほど回答させていただきます。

議 長 (亀澤 進 君) 1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫君) 次に続きます。定住移住推進する上で、今
回できましたこの移住就業支援補助金制度というのがあります。こ
れについて、問い合わせ状況、それとか実績、これを使って移住に
至ったと言うか、そこら辺の数値を持っておりましたら教えてくだ
さい。

議 長 (亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進 (村松達雄 君) 直接的にはこの補助金の申請はまだありま
課 長 せん。ただし、東京の方でフェアはやっておりますので、その時に
PRをしたり会話をしたりというようなケースは少しあったと聞いて
おります。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫君) いわゆる普通の田舎暮らしをしたくて、移
住定住相談というのも当然大事ですけれども、今後この移住就業支
援というもの、森町に来ていただいて、ここで起業したり農業でも
サービス業でも起業を開始したいという、こういうニーズというの
はこれから非常に大事になってくると思いますので、引き続きこの
制度を大いに活用しPRしていただいて、移住定住に結びつけてい
ただきたいと思います。それで次の質問ですけれども、先ほどもち
よっとお話しましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行
表の中で、今後の定住推進の取組方針ということで、中にあります

移住コーディネーターによる独自のネットワークを活用した空き家の利活用の取り組みについて、今後検討するというような書き方がされておりますけれども、この独自のネットワークを活用したという、これはどのような内容を示しているのでしょうか。教えてください。

議長 (亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進課長 (村松 達雄 君) 移住コーディネーターですが、今年度移住者の視点から移住相談を行えるように設置したものです。この移住コーディネーターさんについては、昨年度まで地域おこし協力隊であった岩瀬進哉氏を委嘱しておりますけれども、ご自身が移住者であった点、あるいは建築士であった点を生かして自宅を自らリフォームしているというところがございますので、そしてまた、彼の経営しているゲストハウスということでそちらにお邪魔してくる方達もいらっしゃいまして、そこで移住相談が発生して、その後移住に実際結びつくというようなケースがございますので、そういった点、それから先ほど申し上げましたように彼のいろいろな経歴等によりましてネットワークがございますので、そういったところを活かしながら相談にできる体制の支援をしていきたいと考えております。また彼の場合は、民間の方ですので定住推進課でも休日等の対応しておりますけれども、こういった移住コーディネーターとの連携をとることで移住者の都合に合わせた対応が可能となっておりますので、今後も連絡を取り合いながら進めてまいりたいと考えております。

議長 (亀澤 進 君) 1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸 章夫 君) 独自のネットワークということで、移住コーディネーターのネットワークを活用して窓口として広めていきたいというのは、現在もうすでに移住コーディネーターさんが、実際に実践していただいているのですね。これを今後もっと拡大して、かつ定住推進課で支援をしていただきたいと思います。そういう中で自分も移住コーディネーターさんとは、時々お話しし、情報

交換したりするのですけれども、そうするとやはりその紹介できる物件数が少ない。問い合わせはあるのだけれども物件数が少ないので、やはりなかなか話がまとまらない。中には他の市町に行ってしまうという、ちょっともったいない話があるということをよく聞いております。その中で最初の質問でありましたように、空き家の片付けがなかなか出来てなくて空き家自体はあるんですけれども、その持ち主さんがなかなか片付けができない。特に仏壇の整理とか家財道具の整理ができないので、なかなか貸すに至ってないというそんなお話も聞いております。そこで、今回その制度を検討したかどうかという質問をしているわけでございます。少しプロジェクトの方をご覧ください。ここにあるまずグラフは、平成30年度に森町で作られました森町空き家等対策計画の7ページに掲載されておりますグラフです。問いとしてこの建物を今後利活用したいと思いませんかというアンケートに対して、今後の利活用に対して、答で、1番として「条件が合えば利活用したい」が266戸中183戸、2番「利活用したい」という69戸も含めると150戸、半数を超える持ち主の方が活用したいという一応そういった意向はあるという回答が出ております。それに対して、利活用したくないと答えられた方、その理由を回答くださいということで、グラフで大きいところはやはり3番目の仏壇などの荷物が残っているからということで、これは81戸中21戸の答が出ております。ですから逆に裏返しで仏壇などの家財荷物が残っているのを処理できれば、先ほど見ていただいた利活用してもいいよということにつながるのではないかとこのグラフから私は見ております。一つお伺いしたいのは定住推進課長ともよくお話しさせていただく中で、個人のそういった家とかそういった処理に対してなかなか行政がお金を出すことができないという話をよく聞かれるんですけど、これはそういう認識でよろしいのでしょうか。

議長
定住推進

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

(村松達雄 君) 定住推進課長です。議員のお話しのよう、

課 長 空き家等の実態調査で家財の片付けの所のことでも出ておるのは承知しております。しかしながら、空き家のものですが不動産の売買というのが、やっぱりまずは当事者間で賃貸、売買、当事者間で解決するのが、まず現状ではないか。特に残置物等については個人の所有物でございますので、まずはやっぱりご自分で解決していただかないといけないと考えております。このほか様々な問題があるわけなのですが、仮にこういったところへの補助制度というか公金を投入するということに関して、なった場合に、自己の所有の物を片付ける、自分のために片付けるということとを差別化する意味では、例えば空き家バンクに登録した物件を条件にするとか、公的な支援を受けるための条件とか、やっぱり客観的な判断ができる認定というのが必要となると私は考えております。県内でも複数の市町村がいろいろ補助制度を設けておりますけれども、こういった空き家の利活用を支援する制度の中でこういう空き家バンクの登録制度を含めて、どういう風にその客観性を持たせるか、あるいはこのほか今後どのような支援ができるかということを考えて行かないといけないと思います。それから老朽化したお宅については、単にこういった利活用ということだけでなく、他にも相続の問題とかいろんな問題があるものですから、また空き家対策として、ご相談に乗れることはのっていきたいと思いますので、また定住推進課の方にお教えいただければと思います。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫君) 先ほどの最初の町長の答弁でも総合的に判断してという答えもありましたけれども、そのなかでもいろいろ支援方法はあろうかと思っておりますけれども、今回はあえてその片付けのところにターゲットを持ってきて話をさせていただいておるわけです。それは最初に申しましたように、やはり物件数をまずあげるところにポイントを置いております。続けてちょっとプロジェクターをご覧ください。今課長もありましたように全国と言いますか、他の自治体のどういう取り組みをしているかというのも自分も少し調

べておりました。五つの自治体の例をここに紹介させていただきます。これは長野県の立科町です。人口は7,000人ほどですので森町より、はるかに小さいと言っては失礼ですが、少ない自治体のところで、助成額は総費用の3分の2で上限は50万円とのことです。これは改修費も含んでおりますので、片付けのみだけではないのですけれども。対象者、要は条件についてもちょっと字が小さくてあれですけれども、登録物件の所有者であったり空き家バンクを利用して空き家を購入した人であったり、そのような条件をつけてこの制度を運用しております。一応ネットの情報だけではなくて直接この立科町の企画課企画振興係さんにお電話して様子も聞いております。この制度は平成30年度からだそうです。利用実績が3件で、一応利用者の声としては概ね満足しているというようなお話でした。次に南箕輪村です。これも長野県ですけれども人口は16,000人ほどの自治体さんです。こちらは助成額が10万円で上限10万円ということで、10万円満額出るというようなお話です。こちらにもいろいろ空き家バンクに登録した空き家の所有者、購入者または貸主とその他の条件が付けられております。こちらも地域振興係さんに聞いております。平成29年度から開始して実績が9件とのことです。それから次にこれも同じく長野県の箕輪町の様子です。人口は25,000人の自治体です。こちらは費用の助成額が2分の1、上限が10万円。同じように対象者に対していろいろな条件が付いております。こちらも運用は平成28年からということで利用実績が36件とのことです。それから次がこれは群馬県の富岡市です。ちょっと人口が増えまして約48,000人くらいの市です。こちら助成額が費用の2分の1、上限10万円とのこと出しております。こちらは今年の4月から運用開始したということで実績はまだないとのことですけれども、以前は改修の補助金制度があったのですけれども利用者が少なく、この改修補助金の制度の代わりにこの片付け事業に変更してみたということで、ニーズに沿って助成制度も工夫しているというところが伺えます。5番目は新潟県の長岡市です。これは特例市です

ので人口も約27万人の大きな市になりますけれども、こちらでも助成額3分の2、上限20万円の制度を設けておるとのことです。こちらは平成28年から始まりまして実績は平成30年度までで29件、事業費として500万円ぐらいの実績があるとのことでもあります。このように今五つの自治体さんの実際の運用事例をちょっと紹介させていただきました。人口が7,000人ぐらいの町から長岡市のように特例市、27万人もいる大きな市町でも、その自治体の大きさにかかわらずこのような事業が実際にスタートしていることです。事業費についてはそんなに小さい自治体であれ大きな自治体であれ、差はないのかなと思いますので、是非こういった事業も検討に値するのではないかと思います。先ほどの質問で自治体が個人の財産になかなか手を出しづらいということでしたけれども、実際にこうして他の自治体ですでにやっているところがあるわけですから、他の自治体できて森町に出来ないという理由はなかろうかと思いますので、こういった制度を研究していただいて、個人的にはもう来年度の予算に組み込んでいただくぐらいのやっぱり定住推進課としての努力はしていただきたいと思いますが、今のこの資料を見てどんな感想をお持ちでしょうか。

議長
定住推進
課長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。
(村松達雄 君) いろいろな情報ありがとうございます。うちのところもこういった制度があるということは重々承知をしております、県外で本当にいろんな進んだ制度があるなというふうに理解をしているところです。課の方でもいろいろ議論をする中でやはりリフォーム等々本当に移住者の後押しになるような制度は何かしら欲しいかなという話はしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず前提条件とすれば個人の資産になるようなものでなくて、やはりあくまで移住対策として支援できるもの効果的なものになるというのが前提条件だと思います。他の市町でこうしたところがどういう形で、そこのところを担保しているのか検討する必要はあるかと思いますが、ちなみに県内でも先進事例を見させて

いただいておりますけども、県内については家財や残置物の処理を行っている市町が2市町、リフォームについては8市町にあります。この辺のところは調べましたけれども、やはり空き家バンク等の登録というものがネックになっておりまして、そのところでなかなか空き家バンクの方もうまく動いてない。そして認証制度もうまくないというような状況も聞いておりますので、全国的な今日はケースをお伺いさせていただきましたので、先行して実施しているようなところはどのように円滑にできるかというのをまた勉強させていただきながら、今後移住対策としてどういう支援ができるかということとは考えていきたいと思っております。以上です。

議長
1番議員

(亀澤 進 君) 1番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) まずは空き家バンクに登録というところが大事かなというお話でした。先ほど紹介しました五つの市町にも、お話を伺った時に、地域の連携はどうやっておられますかとかそういったことも聞かせていただいたのですけれども、やはりいろいろ各自治体とも工夫しておって、例えば南箕輪村さんではやはり担当課だけが情報収集するのではなくて、役場内で一体となってそういった情報収集しているとのお話があって、一つ面白いなと思ったのは、空き家になると水道が止まりますよね。水道が止まるとその情報を水道課から定住推進課に情報を流して連携して、ここのお宅が今度いなくなったよと、そういったような情報の収集をしているという話も聞かせていただきました。ですから森町も先ほどの総合戦略の中にも町内の各部署ごとのその移住定住に対する役割も書かれておりますので、そういったところで定住推進課だけで抱えるだけではなくて推進をしていただきたいと思います。最後質問ですけども、以前も申し上げましたけれどもやはり定住推進課の皆さんが実際に各自治体に出向いて情報収集するというのが、まずは第一歩かなと思います。昨年三倉の連絡協議会でも、こういう言い方は変ですけど、なかなかそういうことが見えないので、連絡協議会の会合にこちらからお招きして、そこで話を町内会長さんの皆さ

んの前で話をさせていただきました。そういったことが本来は自主的に定住推進課さんから町内会の常会ですとかそういった席に出向いて行って情報収集、意見交換をすることがやっぱり必要かなと思っております。ちなみに昨年そういった動きは、定住推進課さんとして行って情報収集した事例というのはありましたでしょうか。

議 長
定住推進
課 長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。
(村松達雄 君) まず課内の連携というお話の中では、他の課と連携を進めながら進めさせていただきたいと思います。地元へ出向いてということでございますけれども、個々の町内会に出向いて行くということまではしておりませんけれども、担当なりがそれぞれの地区に空き家等には行きまして現地調査とかそういうことはさせていただいております。今後機会をみてまた町内会等との連携等図ってまいりたいと思いますのでご協力願いたいと思います。

1 番議員
議 長
10 番議員

(岡戸章夫 君) 了解です。
(亀澤 進 君) 次に、10番、西田彰君。
(西田 彰 君) 私は森町の人口減少について質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月)では、2040年までの推計で112市区町村を除き、少ないところで10パーセント減少、多いところでは70パーセント以上の減少になるとしています。森町では2015年から2040年には30パーセント減少するとされており、14,000人を割り込むことが予測されます。そこで伺います。

人口減少に立ち向かうと、町長公約や総合計画でいわれますが、立ち向かうとは、減少に歯止めをかけるために手を打つというのか、それとも減少は避けられないとして、減少実態に合わせ、施策を打つのかどちらでしょうか。

過去5年間の動きを見ると、14,000人を割り込むことが現実化する中で、行政のスリム化は避けて通れないと思います。特に職員定数の削減や病院、公共下水道事業は大きな問題となってくると考え

議 長
町 長

ますが、どのように対応していくのでしょうか。

森中心部や、三倉・天方地区の減少が著しくなると思いますが、その対応を伺います。

予算は総花的、その場対応的であってはならないと思います。重点施策は子育て、若者定住と考えますが、いかがでしょうか。

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 西田議員の「森町の人口減少について」のご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、国立社会保障・人口問題研究所、通称「社人研」による平成30年3月公表の「日本の地域別将来推計人口」によりますと、2040年時点の森町の推計人口は13,684人となっており、平成25年公表の13,992人より308人少ない人口となり、推計人口ではございますが、5年間で人口減少が若干加速した結果となっております。

1点目の「人口減少に歯止めをかけるために手を打つのか、減少実態に合わせ施策を打つのか」のご質問でございますが、議員ご承知のとおり、町では人口減少に立ち向かうべく、出生率の向上や社会移動の改善を図るため、平成27年10月に「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。町長公約におきましては、1番目に「人口減少に立ち向かう」と掲げ、第9次森町総合計画におきましては、総合戦略と連動し、少子高齢・人口減少社会に立ち向かうために一体的な推進を図るものとしており、人口減少は町における喫緊の課題として認識しているところでございます。

さて、町における人口の将来展望につきましては、町独自の人口推計において、2060年に人口13,000人を確保することを目標としております。先ほどお話をさせていただきました、社人研の推計、そして町独自の推計におきましても、人口が減少していくのは明らかでございますので、この減少をどのように緩やかにしていくかが、重要な課題でございます。この課題を解決するためには、総合戦略の

基本的な考え方である、出生率の向上や社会移動の改善を図る必要があり、出生率の向上に向けては、結婚・出産・子育てに係る課題を取り除き、希望する人が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進め、社会移動の改善に向けては、町内での雇用の確保・拡大や定住環境としての魅力を高めるまちづくりを進めることが重要でございます。議員ご質問の「人口減少に歯止めをかけるための施策」及び「人口減少の実態に合わせて、住みよい環境を確保する施策」の両方の視点から、出生率の向上、社会移動の抑制に向けて、総合的に施策を実施していくことが、必要でございます。町長公約、総合戦略、総合計画に基づいた各種施策の取り組みをとおして、2060年に13,000人を確保できるように進めてまいりたいと考えております。

2点目の「行政のスリム化」についてお答えいたします。これまで行財政改革を進める中で、職員の削減や事務・事業の見直しなどを実施してまいりました。しかし、人口減少が進めば、行政の役割は大きくなってまいります。平成30年2月に策定した第4次森町行財政改革大綱におきましては、「単に無駄を省いたり、予算や職員数等を削減する行財政改革ではなく、削減すべきところは削減し、強化すべきところは積極的に取り入れる」としたところでございます。

さて、議員ご質問の職員定数の削減につきましては、平成28年に策定した第5次定員適正化計画に沿って実施しているところでございます。この計画では「原則として職員数を増加させることなく、時代の要請に応じた執行体制を確立するとともに、職員間の負担の公平化を図るために全庁的に適正な職員配置を行う」ことを基本方針としております。計画における目標では、平成28年度から5年間で2人の削減としておりますが、平成31年4月現在で2人の増となっております。この理由につきましては、まさに人口減少に立ち向かうべく、平成30年度に組織の見直しを行い、新たに定住推進課と防災課を設置したことによるものでございます。また職員数におき

ましては、平成31年4月現在、一般行政部門では、類似団体より20人少ない職員数となっており、限られた職員数の中で、効率的で質の高い行政サービスに努めているところでございます。今後も、職員定数につきましては、人口減少を反映する一方で、人口減少に伴う新たな行政需要に対応できるよう、定員適正化計画に沿って、定員管理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、公立森町病院につきましては、人口減少が進む一方で、利用率の高い高齢者人口は、一定時期までは増えていくことが予想されます。当町の利用者に加え、近隣他市からの利用者もいらっしゃるのでは、見通せない点もございますが、どのような状況になりましたとしても、コスト管理をさらに進めることなどにより、経営改革プランの見直しを実施しながら、地域や近隣病院、介護事業者等とも連携を図り、適正な規模・機能を保持できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共下水道事業につきましては、平成15年の事業着手時から、状況に応じて、将来人口の推計値や上水道使用実績等を検証し、見直しを図ってまいりました。平成29年には、国から示された下水道事業の10年概成を受け、森町下水道アクションプランを策定致しました。将来人口等を設定した上で、集合処理と個別処理の住み分け等について検証し、令和8年までに整備完了となる区域と将来計画区域を位置づけております。このように下水道事業計画にとって、重要な諸元となる人口推計等につきましては、随時検証した上で、見直しを図っておりますので、今後も適切な計画規模、経済性、妥当性を考慮しつつ事業推進してまいりたいと考えております。

3点目の「森中心部・三倉天方地区の人口減少対策」についてお答えします。町全体の人口は平成7年度以降減少に転じておりますが、議員ご指摘のとおり三倉・天方地区においては、人口減少が進んでおります。住民基本台帳による平成7年10月時点の人口は、三倉地区1,438人、天方地区1,521人だったものが平成31年4月時点でそれぞれ749人、1,151人となっており、平成7年の人口と比較いた

しますと、52パーセント、76パーセントとなっております。他の地区におきましては、森地区が84パーセント、一宮地区が90パーセント、園田地区が94パーセント、飯田地区が89パーセントとなっているため、三倉・天方地区の人口減少が顕著であることがわかります。森中心部におきましては、都市再生特別措置法の改正を受け、制度化された立地適正化計画を現在策定中であり、計画の中で検討を進めております。計画では、森中心部を役場、病院等の公共施設などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」及びコミュニティを確保するために居住を誘導する「居住誘導区域」として、位置づける予定であります。具体的な誘導施策等につきましては、今後関係課間で連携をとった上で、進めていくこととなりますが、現在実施に向けて検討を進めている新田赤松線道路整備も、居住誘導区域の骨格となる幹線道路として誘導施策の一つになるものとして考えております。

三倉・天方地区の特徴的な施策といたしましては、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めるため、生活支援体制整備支援事業を実施しております。事業の内容といたしましては、昨年度天方地区において10年先20年先も天方地区に住み続けるための地域課題、ニーズを調査する目的で、天方地区に住む中学生以上全員を対象にアンケート調査を実施し、町民報告会を開催いたしました。その後、現在、自分たちで出来ることについて話し合うワークショップを4回開催し、地域の幅広い年齢層を対象とした社会活動について話し合わせ、地域住民の結束や高齢者の生きがい及びやりがい等の充足を促すことができるアイデアが多く出されたと聞いております。本年度は同様に三倉地区においてアンケート調査及びワークショップを実施する予定でございます。

またハード面の整備といたしまして、三倉地区におきましては、地域における格差、立ち後れが生じないように、情報インフラを整備するため、光ファイバーを導入することも検討しており、住みよい環境を確保すべく、施策を進めているところでございます。

4点目の、「重点施策は子育て、若者定住と考える」についてお答えいたします。

総合戦略は5年、総合計画は10年の中長期的な計画であり、それぞれの計画に基づき、計画に沿った施策を実施するよう年度ごとの予算を考えております。

子育て施策につきましては、単に子育てということではなく、その前段階を含めた、結婚・妊娠・出産・子育て・教育において切れ目のない総合的な支援・施策を実施しており、希望する人が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進めております。

若者定住施策につきましては、遠江総合高校のキャリア教育支援を実施することで、地域を知り、地域を選択する人材を育てる取り組みや、企業誘致による町内での雇用の確保・拡大を図ることなど定住環境としての魅力を高めるまちづくりを進めております。また、今後、若者が魅力を感じ、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちをPRしていく第一歩として、民間提案による新たな魅力創出發信事業プロジェクト「ロールプレイングトリップ in モリマチ」をスタートしたところでございます。

ただいまご説明させていただいたとおり、子育て施策、若者定住施策は、どちらも重要な施策であると認識しております。しかしながら、人口減少を考える上では、それ以外にも、総合戦略や総合計画に位置づけた施策を効果的に実施し、様々な方向、角度から対応していくことが必要であると考えております。

総合戦略におきましては、本年度が計画の最終年度となっております。本年12月には国において、第2期総合戦略が策定される予定であり、その後、県において第2期地方版総合戦略が策定される予定でございます。町におきましても、これまでの総合戦略の効果を検証しながら、限られた財源の中、町の現状を見据えながら、現在の人口減少の状況に対応した次の総合戦略の策定を検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
10番議員 (西田 彰 君) まず出生率の向上とか結婚、定住、総合的な取り組みが必要だとおっしゃっています。成長戦略も今年が最終年、具体的にどのような取り組みを既に今やっているのか。これからこういったものもやっていくのか。これをまず知りたいと思います。

議 長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。
企画財政 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。人口減少に対する総合的な取り組みと具体的にどういうものに取り組んでいるかというご質問でございますが、例えば具体的な子育て施策ということ言えば結婚相談の支援でありますとか、妊娠あるいは出産については妊婦健康診査、産婦の健康診査あるいは特定不妊治療費に対する助成でありますとか、森っ子出産祝い金あるいは新生児聴覚スクリーニング検査等々がございます。そして出産をされてから、その子どもを乳幼児、幼児期に対しては乳幼児の一時預かりでありますとか、認定こども園での一時預かりに対する支援、それから特定保育、保育士確保ということで宿舍の借り上げに対する補助、それから地域子育て支援センターの開設、モバイルサービスでありますとか、ブックスタートそれから3歳児の視覚検査でありますとか様々な助成事業等に取り組んでいるところでございます。それから学童期に移りましても、いわゆる英語教育の推進ということでALTを活用した英語教育あるいはいじめ防止対策の推進あるいは放課後児童クラブ、放課後子ども教室それから不登校児に対する窓口として不登校等の教育支援センターの開設、子ども医療費の助成ということで、子育て支援策について計画的に実施をしているというところでございます。また若者定住ということにつきましては、例えば先ほど定住課長からも話がありましたけれども、移住コーディネーターを配置してきめ細やかな移住者に対する情報提供体制を整えていくといったこと。あるいは産業立地企業の産業立地補助金を通して企業の留置とそれから誘致、それから東京圏からの移住を支援するための

移住就業支援しそれから森町ふるさと交流事業、婚活事業そして町長答弁の中にありましたけども、高校との協定に基づくキャリア教育、それから若者の意見というものをやはり組まなければいけないということで意見交換会、それから庁内に設置しております森女ハッピープロジェクト、こういったものによる提案についての取り組みということで様々の森町に住んでもらうための魅力の向上につながる事業に鋭意取り組んでいるところでございます。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 町長答弁の中でも13,000人緩やかにそこぐらいまでは行ってしまうのではないかとされているわけですよ。今課長からも総合戦略もろもろの取り組みが言われるわけですけども、現実はまだ減少止まらないわけですよ。そういった中で討論の中でも申し上げましたけども、本当に重点政策というものが、なかなかその中で見つからない、今おっしゃったのは数年前から行われてきているわけです。そういった中で確かに日本全体が人口減少が進んでいますので、森町だけが増えるということは、さっき言った112市区町村ぐらいいは増えていくというのも予想されておりますけども、森町のように中山間地、本当に南は都市部とつながっているような町でありながら、こうやって減ってしまうというのはどこに原因があると思いますか。

議長
企画財政
課長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。人口減少の原因ということでございますけれども、これにつきましては、いわゆる未婚化晩婚化それから出生数の減少。これに尽きるのではないかと考えているところであります。人口減少対策ということなのですが、この取り組みは言葉を換えてみれば人口構造そのものを変える作業であるということで、効果が出るまでには当然長い時間を要すると、今、考えているところであります。従いまして、決め手であるとか秘策そういったものがあるわけではなく、やはり辛抱強く国と地方が出生率を高める政策を頑張ってやり続ける以外にはないのではな

いかと考えているところでもあります。そういったなかで予算の関係についてでございますが、重点施策、重点配分ということについてでございますけども、やはり昨今高齢化であるとか国の政策等を背景に、いわゆる社会保障関係経費、扶助費であるとか委託料とかそういう経常経費というものが増加をしているということは周知の事実であって、これらが固定化されていく、固定経費として計上されていく。そして一方では多額な予算を必要といたします、例えば、公共施設などの改修であるとか更新。そういったものへの投資的な経費というものが十分配分できているかと言われるとそれは限られた財源の中での配分となっているのが現状であると考えております。そういう意味では、財源については配分余力というものがそれほど多くない本町の財政状況のなかで、今後公共施設の維持管理を行いつつ、また他方では、拡大あるいは多様化する行政ニーズ、こういったものにも対応しつつ、これまで以上に重点施策ということで、特定の事業に対して予算を確保して、そこに財源を集中配分していくということが財政的に可能かと言うと、そこは非常に困難な課題ではないのかと考えているところでございます。例えば移住定住施策ということでございますけども、いわゆる補助金形式によるそういった政策では当然一定の人口の誘引効果というものは見込めると考えておりますけども、果たしてそれが持続的な定住に結びついていくかというところはやっぱり未知数であって、補助金等制度が充実したからといって、それはあくまでも応急処置的な施策であって、人口下降対策がそれによって成功するかと言うとそこはなかなか検証が難しいのかなと考えております。やはり若い方、特に若者が居住地を決める際の理由といいますか要因というのは、やはり雇用の場の確保であるとか子育て環境の充実という定住していただくための条件整備をしていくというところがやはり肝と考えておりますので、それにつきましてはこれまでも総合計画、総合戦略等で全町的に取り組みをしてきたところでございますので、引き続き地道に計画に沿って取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) なかなか具体的にこれというものが課長の口から聞けなかったが、お金も重点施策を作ってそれにつぎ込むことが難しい。そうなってくるとすべてが硬直化していく可能性が強いですよ。果たしてそれでいいのですか。例えば若者が結婚できないというのは経済的な負担が多い、負担と言うよりも経済的に収入が少ないとか負担が多いとかというのものもあるかもしれません。国の施策もあまり良くないということもあるかもしれませんが、例えば森町は浜松、袋井、磐田、掛川との本当に交通条件のいいところで、私はいつも思っているのですけども、工場誘致もなかなか進まないなかで宅地の確保とか、森町も核家族化で若い人達が家を作る件数が増えている中で、そういった土地の確保が森町はかなり最近に進んでいないということがあると思います。そこらへんを行政として重点的に考えるということがあれば、若い人たちが今だいたい2,000万、3,000万ぐらいで家を建てるみたいですけども。そういった若者に森町に定住していただいて、勤めは他の市町に行くということができるとは思わないかと考えるわけですけども。その辺の宅地の確保というものは町としてはどのように考えているのでしょうか。

議長
企画財政
課 長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 宅地の確保ということについてですが、これについては、森町の過去を振り返りますと様々な手法で宅地造成というものを実証してきたという経緯がございます。例えば静岡県の住宅供給公社であるとか、あるいは民間事業者が事業主体となって進める。または土地区画整理制度に基づいて、住宅政策を推進してきたという経緯がございます。近年の土地の価格の状況、あるいは町の財政状況等考えますと、やはり町が事業主体となって住宅生産政策へ取り組むというところはなかなか困難な状況になるのではないかと考えているところです。そうした中であって、例えば先ほど工場誘致という話も出ましたけども、工場跡地であるとかで住宅

地として利用可能な遊休地そういうものがもしあれば、そういったものを民間事業者の方々に情報提供していくということで民間の宅地造成開発を促進していきたいというのが基本的な考え方だと考えているところでございます。そして民間の宅地造成にまかせっぱなしということではなくて、もし民間が進出するということは当然ニーズ調査等、そこに果たして作って埋まるのかという市場調査、そういったものが行われますので、そうして採算性の確保について十分な検討がされるというところでございますので、そういった民間事業者が宅地造成に取り組む場合に町としてはどういった支援ができるかということは、それは個別具体的に、また検討していくべき課題である。それにつきましては県であるとか、先進地、近隣市町の状況も勘案して検討していきたいと考えております。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) その点においては、行政で情報を本当にしっかりアンテナを高くして取り組むようなことが必要だと思います。それで町長は先ほど人口が減ると行政の役割が増える、なかなか職員を減らすことは出来ないというようなことをおっしゃられましたけども、実際に今、重点施策にお金を注ぎ込むことはなかなか難しいということも、課長はおっしゃいましたけども、そこら辺の、職員の能力とかそういったものを高めながら、人口に見合った行政規模というものが必要だと思いますが、なぜ人口が減っても行政の役割は増えていくのでしょうか。

議長
企画財政
課長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 人口が減少していくと職員数も同じように比例して減っていかない理由でございましたけれども、当然人口が減っていくと先ほどの質問にもございましたけれども、例えば地域での草刈り作業ひとつとっても、それに従事する方が減ってしまう。そして、じゃあお金を渡せばやってくれるのかといえ、そこは絶対数が不足しているわけですのでなかなかそこに着手できない。そうならば誰がやるのかという話になって、場合によっては職員が自

ら草刈り等に乗り出すというような可能性も出てくるという意味で、地域の課題を地域で解決できればいいわけですが、そういった事実的な解決能力も人口が減るとなかなか困難になるのではないか。そういう意味で役場の職員がそこに介入して地域課題を解決していくという場面も出てくるかもしれないという意味で、人口が減った場合にもなかなか行政職員というものが減らないのではないかと想定をしているというところでございますが、現在はいわゆるA Iの進展がされていまして、省力化の推進ということでA Iをもって職員を置き換えていると言いますか、そういうことができる部署については例えばA Iというものをやはり研究していく必要があるのではないか。そうすれば職員の数というものは適正にその状況々々にあった職員数ということに組織的にもできるのではないかと考えております。そしてまたA Iが進展すると当然行政事務というのが標準化してまいりますので、そうすると今度はいわゆるそれぞれの市町でフルセット主義で何から何まで町がやる、一つの町で完結するといったところが少し薄まって圏域という新たな行政体制、こういったものも考えていく必要があるのではないか。例えば市町村合併ということではなくて連携ということで、例えば今盛んに議論されておりますけれども連携中枢都市圏構想というのもございます。中心となる大都市に調整権限を付与して圏域を構成する市町が協力しあって必要なサービスをその圏域の中で確保していく。そういった発想でございますけれども、これの進み方あるいは扱い方によっては構成市町にどんな影響が出るのか、それによって職員数を減らすことができるのかどうかというところも含めて影響については今後研究していく必要があるのではないかと考えているところでございますけれども、現時点では人口減少とともに役場職員数も減っていくのではないかとのご質問については、必ずしもそうとは言いきれないと考えているところでございます。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 今言った広域圏行政というのは、以前合併

が進んでいた頃に浜松を中心とした広域行政のいろいろ様々な取り組みを広範囲でやっていこうではないかという話がされていたみたいですが、何かこれが自然消滅したみたいな感じになっているのかと思いますが、その辺行政側では何か見えていますか。

議長
企画財政
課長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。
(佐藤 嘉彦 君) 連携中枢都市圏の関係につきましては、私の記憶の範囲内で恐縮ですが、昨年度、浜松市の企画課長が私のところにみえまして、連携中枢都市圏構想があるよという紹介とこういうことについて少し研究をしていきたいというコメントをいただいたというだけで、そこから具体的に検討会であるとか作業部会であるとかそういったものが行われたということは特にございません。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
(西田 彰 君) 今の話は過去の広報をずっと見させてもらったなかで、出てきたので話したのですけれども。それで、町長は、下水道はとにかく推進する、計画的に進めるということではありますが、ちょっと私は思うのですが、太田川に下水が入ってくるのは、まだ今下水道が整備されたところはあまりない。これから城下とか赤松とかそういった所の家庭の排水が太田川に入ってくると思うのですが、今までは小藪川へ排水されてきた区域が今工事を大体終わってきたと思っているのですが、この下水道工事は計画的には8年10年先の計画を作っていくということで、いずれは向天方、戸綿と計画はあるということですが、状況によっては見直しをしていくという話を聞いています。しかし、太田川の水質、実際下流で水道水をとっているわけです。そういった下水道工事を進めなければいけない意味合いもあるのではないかと私は思ってしまうのですが、どうですか。

議長
町長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。
(太田 康雄 君) 公共下水道で処理する施設としては最終浄化センターですので、そこで処理したものについては全て小藪川に

適正に処理した後、排出をしております。これから進める区域についても同じでございます。下水道処理した水を直接太田川に排出することはありません。

質問が分かりにくい質問でしたので、現在も生活雑排水については基本的には太田川には排出はしておりません。しかしながら、とは言っても排出されているものもございますので、この公共下水の整備という大きな目的の一つはそういった生活環境の改善、また水質の確保ということにあります。ですので、先ほどの答弁で申し上げましたが、今後につきましては10年改正という考え方が示されましたので、それを受けて森町下水道アクションプランを策定し、集合処理と個別処理に住み分けをして今後進めていく。集合処理につきましては令和8年までに整備の完了となる区域を現在すすめていく計画であるということです。

議 長
上下水道
課 長

(亀澤 進 君) 岡本上下水道課長。

(岡本 教夫 君) 太田川の水質がどうかというご質問だったですけれども、これにつきましては県の企業局の方がそちらからの原水として取水しております。それは確かに事実でございます、その水質がすごく悪いのかということでございますけれども、それにつきましては当然浄水場の方で綺麗にして滅菌にした後に町の方にもう一度排水されているといった状況になっていまして、その水質が悪いから取水できないとかという話は一切ございませんし、そういった意味から言いましても同じく天竜川であったり都田川であったり、そういうところから県水を受水していると思うのですけれども、そちらとの条件は何も変わらないというように認識しております。以上です。

議 長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) また町中心部でございますけれども、町中心部も天宮あたりに行きますと空き家が増えてきているよとか買い物不便だよとか、いろいろこのように最近声がかなり上がってきているわけです。そういった中で新田赤松線が、今後10年以上かけて

整備をされようとしているわけですが、森町の10年後と言いますと16,000人ぐらいになってしましますが、そういった中で19億から20億のお金というものが投入されて、課長が常任委員会で説明がありましたけども、将来にわたって負担を公平標準化していくのがそういった道路とか道路整備とか公共施設ですと説明があったわけですが、正直言ってそれだけのお金が将来人口が減る中で負債としてこのように残っていくとなると、これまた将来のことも私たちの後を継ぐ人たちの負担にもなってくるわけですが、この町の中の整備というのは例えば新田赤松線をやっただけでそれでいいのかということもそうでもないと思うわけです。もしそれをやってこれでいいということはないと思いますし、道路というのは生活道路の中でそんなに大きくななくてもいいと言う声もあったり。特にこの新田赤松線はもう40何年止まっていたやつですので、これが本当に必要かという声もあるということも聞いています。これが進められていくということで行くと森町への今後の、先程私は課長からこういう話があったというのを言いましたけども、負担的なものはどうなっていくのでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 人口減少に関わる質問で今の内容がそこに結びつけるような質問に変えてください。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 当然、町の中の人口減少ということも考えて言っているわけですが、じゃあその点はちょっと変えまして今の遠江総合高校の生徒との町のいろいろな将来をどのようにして、どういうことに力を入れたらいいかというような話をしているということですが、もし分かればその内容、こんなものを行っているというのが分かれば教えて下さい。

議長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。先ほどの遠江総合高校との協定に基づく町キャリア教育の内容ということでございます。これにつきましては、遠江の高校と町とでキャリアの包括的なキャ

リア協定というものを結びまして、それに沿ってキャリア教育ということで実施をしているものでございます。趣旨としましては、遠江の高校というのは、高校生が町内から遠江へ通う生徒さんよりも町外から遠江の方へ通われる生徒さんが7割8割程度が町外から通われるということで、その方たちにキャリア教育というものを通して森町の良さを知っていただいて、将来成人された時にそして家を建てるときに森町もありだねという選択肢の一つにさせていただけるような、地域における教育とそういったものが趣旨です。27年度からスタートしたところでございます。それについては具体的にはキャリア教育につきましては高校2年生を対象にしております、クラス単位でそれぞれのテーマを決めて、それについては高校生の自分達だったらどういうふうに考えるかというようなところを、グループワークを通して形にしていって最後に発表するという内容でございます。例えばテーマにつきましては、人口減少であるとか、観光についてであるとか、子育てあるいは高齢者福祉の関係もろもろです。今の行政が抱える課題、地域が抱える課題、そういったものをテーマとして、それぞれクラス単位で取り組んでいただいているところでございます。その中の一つに、例えばお菓子の組合と高校生がコラボをして柿のパウンドケーキであるとか、そういったものを開発したり、あるいは乳幼児の健診の際に例えばですけども、そういうところで高校生と保健福祉課の職員が考えた料理メニューであるとかそういったものを森町の特産品を活かした料理メニューを健診等の場で少しお配りをして少しでも食育につなげていければいいのではないかと、そういった提案をいくつかいただいております、実際にそれは業務の中に取り組んでいる。そしてまた、認知症カフェというものも遠江と保健福祉課それから介護保険事業所の「たんより」さん、そういったところとコラボして認知症カフェの開設、そういったところも今取り組んでいるところでございまして、森町という地域をフィールドワークにして、どういうふうにしたら地域がより活性化していくか、そういったところの教育、総合学習の一環とい

うことなのですけど。そういったものに今取り組んでいるという状況であります。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 新たな魅力発信事業は、すでに今、進んでいるわけですが、実際森町への観光誘客、そして定住促進、そういったものに結びつく可能性とそれが本当に生きてくるか、その辺を少し担当課でこうだから増えるというものがあれば教えてください。

議長 (亀澤 進 君) 産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。新たな魅力創出発信事業に係るご質問でございます。それこそ今議会におきましても確か決算審議の中でお答え申し上げたと思っておりますけれども、この事業につきましては、まずは森町を東京発信で知ってもらおうということがひとつの趣旨になっております。もちろんそういう取り組みを通じて、観光交流客数それがひいては交流人口の増加またはその関係人口の増加といったものに繋がっていくというふうには考えております。今現在その観光交流客数実績がどれだけ伸びているかというのは、今、手元にはございませんけれども、これにつきましてはやはり気候の影響とかそういったこともございますので、年間を通して見ていきたいと思っております。またアクティ森にかかる入場者数等につきましても、やはり年間を通してみていくのかなと思っております。もちろんこの施策を通じてやはり森町を知っていただいて東京発信首都圏発信またはそれを見た近隣の方々が森町に対してさらに興味を持っていただくということを通じ、まずは森町を知っていただいてその何パーセントか数パーセントか1パーセントか何パーセントかわかりませんが、森町へ行ってみようか、行ってみたらいい町だねというような、まずはきっかけづくりの施策ですので、こういったことを通じてそういった形につなげていきたいと考えております。以上です。

10番議員 (西田 彰 君) 終わります。

議 長 (亀澤 進 君) ここでしばらく休憩します。
(午後 3時35分 ~ 午後 3時45分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
会議に先立って、先ほど村松定住推進課長に質問がありましたものにつきまして、発言の申請がございましたので、定住推進課長お願いします。

村松定住推進課長。
定住推進 課 長 (村松達雄 君) 先ほどの岡戸議員の質問で、目標値につきましては空き家バンクの登録数が10件、移住者の人数が5人でございます。これが大幅に上回ったということでS評価をさせていただいておりますが、この目標値自体が、まだ定住推進課ができる前の平成29年の作成でございましたので、当時の状況を見て作ったもので、少し低めの数値となっております。

それから地域おこし協力隊、移住コーディネーター等々の関与した数字と言うことですが、移住者24人の内5人が地域おこし協力隊、移住コーディネーターが関わった数、それから今年度入りまして7人の内2人が地域おこし協力隊、移住コーディネーターが関わった数になります。そのほかは役場定住推進課が行っている件数でございます。

訂正します。30年度は24人中、地域おこし協力隊が関わった数が5人、それから令和元年度、

議 長 (亀澤 進 君) 暫時休憩します。
(午後 3時45分 ~ 午後 3時52分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) では、会議を再開します。

定住推進 課 長 (村松達雄 君) 最初から申し上げます。目標数ですけど、空き家バンクについては10件、移住者については5人でございます。これは平成29年度に設置したものです。それから移住者の数の内、地域おこし協力隊が関与したものであるということで、24人中5人が地域おこし協力隊、平成30年でございます。それから令和元年度ということで、7人の移住者の内2人が地域おこし協力隊の関与したもの

でございます。

失礼しました。31年度・令和元年度について関与したものが、3人が移住コーディネーターによるものでございます。

議長

(亀澤 進 君) よろしいですか。

それでは、3番、中根信一郎君。

3番議員

(中根信一郎 君) 3番、中根信一郎でございます。通告のとおりに3点、質問を町長にいたします。

小京都森町の推進について、街中への観光誘客数を増加させるために、観光案内所、歴史民俗資料館、森町指定文化財など、街中に移設して立ち寄る場所を作る考えはないか。場所としては、元周智高跡地も一考。

2つ目、空き家・空き地利用推進について。

一、空き家、空き地調査を基に、今後どのように進めていく予定か。

二、空き家バンクで公開し、移住者を促しているが、これまでの実績と課題は。

三、今後増加する空き家、空き地の情報収集と情報公開をどのようにしていくのか。増えていくものをどのように把握するか。

3番として、下水道事業の矛盾について。下水道整備事業区域内に住宅を新築する場合、合併浄化槽の補助が適用外になり、お施主さんの費用がかさむが、どのように考えるか。天宮地区です。

議長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄 君) 中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「小京都森町の推進について」申し上げます。これまで、町としましては、平成26年度に、遠州の小京都まちづくり推進会議によって取りまとめられた「遠州の小京都まちづくり基本構想」、平成28年度に取りまとめられた「遠州の小京都まちづくり基本計画」に基づき、観光資源や特産品のPRなど、ソフト事業を中心に、「遠州の小京都森町」のまちづくりを進めているところでございます。

また、遠州の小京都まちづくりの推進につきましては、全町的なまちづくりの方針として、基本構想、基本計画が取りまとめられており、エリアを限定して、推進していく計画とはなっておりません。

こうした中、議員ご案内のとおり、遠州の小京都を形成する、一つの資源として、古い町屋や蔵等が点在する森町森地区中心部、街中へ観光客を誘致することは、遠州の小京都まちづくりの推進において、大切な課題であると考えております。

また、街中に限らず、観光客を誘致するためには、そこに魅力的なもの、人を惹きつけるものが存在しなければ、観光客は、訪れてはくれず、現状では、その可能性を秘めているものは、古い町屋や蔵といったものであると考えておりますが、古い町屋や蔵は、個人の財産であり、費用負担の面や所有者の意向等により、その保護・利活用については、なかなか思うように進んでいないのが実情であります。

こういった状況ではありますが、6月に開催された、森町歴史伝統文化保存会総会において、事業計画として承認された中に、文化財等保護・保存活動として、街中及び城下にある、大石家土蔵をはじめ、特筆すべき町屋の保護・保存活動が位置づけられ、拠点となる建物の補修や清掃も行われております。

町としましては、こうした活動と連携し、さらに支援しながら、町の財産としての古い町屋や蔵等の価値を再認識し、ただ保全するだけではなく、商業的、産業的な利活用等の面も含め、「遠州の小京都森町」の新たな魅力として、そして、街中の魅力を高める資源として、活用できるかどうか等を研究していきたいと考えております。

また、観光案内所につきましては、現在は、遠州森駅前の貸店舗を借用し、「森町観光案内所の会」に、観光案内の業務を委託し、運営しております。観光案内所の役割及び機能という面を考慮すれば、駅前という、観光客の町への入口であること、また、人の行き来も多く、観光だけでなく、いろいろな目的で来町された方へも目

に留まる場所であること、そして、他市の例でも、袋井市が袋井駅前
前に観光案内所を設置したこと等々を踏まえると、立地場所として
は、十分に機能を果たせる場所にあると考えております。

そして、観光案内という機能は、場所が限定されていなくても、
観光施設や商業施設等において、観光案内を兼ねて来町された方に
接していくことは可能であり、それこそが、遠州の小京都まちづく
り基本構想に掲げられている、「もてなす」といったことの一つで
あると考えております。

さらに、歴史民俗資料館や森町指定文化財の建物等を街中に移設
することにつきましては、ある建物がその場所にあるからこそ、意
義がある、魅力的なものであるという側面もありますので、街中が
いいのか、旧周智高の跡地がいいのか、歴史的文化財の価値の保存
と魅力的な観光資源の両面から、今後、周智高の跡地利用をどうす
るのかといったことも踏まえて、検討してまいりたいと考えており
ます。

いずれにいたしましても、議員ご案内のとおり、街中に観光客が
立ち寄ろうと思える魅力的なものは必要であると考えますので、そ
れは、現在ある古い町屋や蔵等を利活用したものがいいのか、新た
な建物がいいのか、文化振興的な面と観光、産業振興的な面の両面
から、遠州の小京都のまちづくりとして、検討してまいりたいと思
います。

次に、「空き家、空き地利用推進について」申し上げます。

町では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措
置法」に基づき、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の解消
や、移住定住促進のための空き家等利活用など、空き家等対策のた
めの施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成29年度に「森
町空家等対策計画」を策定し、平成30年度から定住推進課を新たに
設け、空き家、空き地の利用促進を進めてきたところです。

1点目の「空き家、空き地調査」についてですが、平成28年度に
「森町空き家等実態調査」を実施し、空き家等の候補として505戸

の建物が抽出されました。このうち所有者による利活用の意思があるものが152戸で、移住者等の受け皿としての利活用について所有者に打診をいたしました。平成30年10月には「静岡県空き家に関するワンストップ相談会」を当町で開催し、505戸の建物のうち所有者が確認できた477戸に対し、ご案内を送付させていただきました。相談会では21件の相談があり、うち13件が利活用を希望し、その後2件が成約、利活用されております。

2点目の「空き家バンクで公開し、移住者を促しているが、これまでの実績と課題」につきましては、先ほどの岡戸議員のご質問への答弁いたしましたように、平成30年度は、登録申請が34件、登録が21件、成約が7件で、令和元年度9月現在においては、登録申請が5件、登録・成約ともございません。

「空き家・空き地バンク」運用の中で見えてきた課題としましては、申請件数に対し、登録までに至らない案件が一定数あるということです。原因として、未相続、未登記、抵当権抹消の未処理など、権利関係に起因するものと、家財の未処分、給排水設備の機能不全や、建物自体の老朽化などによる市場流通性の低さによるもの等があります。

「空き家・空き地バンク」は、宅建業者との協定に基づいて運用しておりますが、売買や賃貸ができる状態にするには、まず、こうした問題を解決して、登録することが不可欠となっております。

さらに、登録件数に対して成約件数が少ないことにより、宅建業者の物件調査に対する負担が増大していることも加わり、宅建業者の空き家・空き地バンク制度に対する積極的な取り組みを阻害する要因となっていると考えております。

また、違う面の問題として、空き家・空き地バンクは、個人所有の土地建物に関して私人間の契約過程に行政が一定の関与をするものでありますので、町の職員が具体的にどのように、どの程度まで関与すべきか、町の説明責任を果たす上でも、行政の公益性、公平性等の観点から慎重に検討して対応しております。

空き家・空き地バンク制度開始から約2年間で、当初想定していなかったようなケースに関する相談が多々寄せられおり、これら顕在化した諸問題を解決すべく、よりよい制度運用の検討を進めているところです。

3点目の「今後増加する空き家、空き地の情報収集と情報公開をどのようにしていくのか」についてであります。 「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、同法の施行のために必要な限度において、不動産登記簿情報や住民票情報、固定資産課税台帳に記載された情報の一部または全部を市町村が行政内部で利用できることとなっておりますので、利用できる範囲を確認しながら、活用しております。

現在、空き家等に関する相談の際には、庁内関係各課で連携して調査し、その内容を空き家等相談受付台帳に記録しており、庁内関係各課と情報を共有しております。また、新たに空き家等が確認された場合には、所在地や所有者等を把握するための調査を実施しております。

国は、平成30年6月に、市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とする「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」を策定・公表しました。

町としましては、今後、新たに発生した空き家、空き地について、ガイドラインを参考に、不動産登記情報、住民票記載情報、固定資産税課税情報、水道閉栓情報等の行政情報に加え、町内会や地域住民、事業者からの情報等も収集してまいります。

森町への移住・定住を希望する場合の受皿として、空き家、空き地の利活用は有効な手段の一つでありますので、空き家等の状況把握に努め、空き家等を利活用したい方に情報提供を行うとともに、空き家等情報の活用につきましては、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」に沿って、「移住コーディネーター」や

民間事業者等への情報提供の仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。

また、空き家対策の研修会などにも積極的に参加し、先進的な取組を参考にしつつ、内容が多岐にわたる空き家の相談に対し、できるだけ丁寧かつ迅速な対応に心がけるとともに、広くご利用いただけるよう、相談窓口である定住推進課をホームページや広報等を通じてPRしてまいりたいと考えております。

次に、「下水道事業の矛盾について」申し上げます。森町公共下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、平成12年度に基本構想を策定、平成15年度に基本計画を策定し、整備の全体計画を公表しました。その後、平成17年度から下水道事業に着手し、5年間で第1期、平成22年度から4年間で第2期、平成26年度から6年間で、第3期の整備を行っており、今年度には二級河川瀬入川までの第3期整備区域が完了する予定です。

当町における生活排水処理の基本方針としましては、平成15年度策定の「公共下水道基本計画」及び平成19年度策定の「一般廃棄物処理基本計画」の中で、都市計画用途指定区域を中心とした、人口密集地域においては、公共下水道の整備を推進し、下水道整備区域外の地域については、合併処理浄化槽による処理を推進するとしております。

一方で、浄化槽設置整備事業費補助金交付事業は、当町の公共下水道事業整備に不向きな地域において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、浄化槽の設置に対して補助を行うものです。しかしながら、国・県の補助金は、下水道事業計画区域内を交付対象外としており、当町の交付要綱でも、公共下水道認可区域内に設置する者に対しては補助金を交付しないこととなっております。

当町としましては、前述の「生活排水処理に関する基本計画」で示したとおり、計画区域においての生活環境の改善及び公衆衛生の向上のためには、公共下水道事業が効率的かつ適正な整備手法であると認識しているため、同一の目的を持つ浄化槽の設置に対する補

助は、二重投資となるため対象外とさせていただいております。また、第3期までの整備区域でも同様のご相談はありましたが、ご理解をいただいております、公平性の観点からも、公共下水道認可区域内については対象外とさせていただきたいと考えております。

なお、近隣市におきましても浄化槽の設置に対する補助は、下水道事業計画区域内に対しては、交付対象外となっております。また、他市におきましては下水道事業の進捗の遅れから、区域の認可から7年以上経過しても整備されていない地区もあると聞き及んでおりますが、当町では、地域住民の皆さまのご理解・ご協力のおかげで、下水道事業は計画どおり推移しており、認可区域においては、4年から6年で完了することが出来ております。

下水道事業区域内において、合併処理浄化槽を設置されたお宅では、下水道に接続する際に、宅地内の既存配管を流用することが出来る場合が多く、合併処理浄化槽が無いお宅と比較した場合、接続工事が単純かつ小規模になります。また、新築物件に関しては、将来の下水道接続を考慮した浄化槽の設置をしていただくことにより、通常の接続工事に比べ、費用削減に繋がると考えております。今後も下水道事業につきましては、年次計画のとおり進捗できるよう、なお一層取り組んでまいりたいと思っております。

以上申し上げまして答弁といたします。

議 長
3 番議員

(亀澤 進 君) 3 番、中根信一郎君。
(中根信一郎 君) 1 点目の街中への観光誘客数を増加させるということで、いろいろな形で、今後計画等に則って検討をしていられる、またいつかというような状況かと思っております。1 点、何をどこに持ってくるかということに関しては、やはりいろんな形でいろんな検討をこれからなさって、準備をしていくということになるかと思っておりますが、1 点、街中に旧児童館。あの建物がかなり老朽化していて、瓦等も落ちそうというような状況になっているかと思っております。あそこに関しては、町の所有かと思っております。面積的にもそこそこというような状態かと思っております。そういったものも、今度は

周智高の跡地買い上げになることによって研修棟に資料等に移すというようにお話を、質疑で伺ったかと思えます。そういうことでその児童館等にもかなりの資料が入ってると思えますので、そういったものも移していった時に、建物が用がないという判断をしていくのがいいのか、また利用できる範囲でまた利用できるのか、どういったことが考えられるか、分かる範囲で結構ですので、その点だけちょっと、お祭り関係の今ずっとあそこを長年使わせていただいて、あの建物が無くなると非常に困るかなということもありまして、伺いたいと思えます。

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 中根議員からの再質問にお答えをさせていただきます。議員ご発言のとおり、旧児童館につきましては、旧周智高校の実習棟を町で購入した際には、旧児童館に限らず、町内に点在している倉庫等を集約したいと考えております。そうしますと旧児童館、また旧静銀森町支店の建物も集約したいと考えておりますので、その建物をそのまま活用できるのか、あるいは維持管理をしていくよりは取り壊すべきなのか、ということも検討しなければならぬと考えております。現状のまま別のものに活用するということは、少し、維持管理上無理があると思えますので、いずれは取り壊すということになるかと思えます。現在、森のお祭りの祭典本部で、祭典の際に貸し出しをしているわけではありますが、そういう状況は、私も十分承知しておりますので、そういった関係者との意見調整も必要であるということは認識しておりますので、そのような点にも留意しながら、今後のことについて検討していきたいと思っております。

議 長 (亀澤 進 君) 3番、中根信一郎君。

3番議員 (中根信一郎 君) 2点目の、空き家・空き地利用の推進ということで、岡戸議員、また西田議員から同じような質問ということで、内容については、だいたしてお伺いをいたしました。重なる部分については了解をしておりますのでいいですが、町長の答弁にもあり

ましたように、これから増えてくる空き家・空き地についての情報等いろいろやはり町内会の皆さんといたしますか、地域性があるかとは思いますが、地域のふれあいがやはり森町の場合あるということで、情報が地域の方の掌握というのはかなり早い場合があって、以前調査をした時には、ずっと放ってあった建物等を調査をしたということで、使えるもの使えないもの、かなり古くなってて誰も住んでないのを放っておきますと、全然使えないというような状態になったものまで、やはり調査をしたことによって、はっきりしたわけですが、これから出てくる空き家・空き地に関しては、建物が有効的に使えるような場合の話ではございますが、どこまでいってもそれと個人の所有ということで、おいそれとはいかないこともあるかとは思いますが、調査等をできるだけ早く行なって、住んでいた方が退去した後、時間が経ってなければ、家もそんなに手を入れなくて入れるということが当然生まれると思います。そういったことを考えますと、できるだけ身近な方からの情報源、そういったものをいただくということと、それをいかに周知していくか、これも町長から広報森町にもそういう部分を載せていくというようなお話があったと思います。これが非常に良い事だとは思いますが、物件をできるだけ増やしてニーズに応えることが必要だということになるものですから、できるだけ早くその情報を掴むということに関して、今一度、町内会の関わりもそうかもしれませんが、需要に関してはそういった形で、広報森町も使いながら、また身近なところで言いますと、回覧板といたしますか、組長さんに、月に2度送っている、そういったものにも、地元の方にも情報が流れるように、持ってくるのがいいのではないかと考えますが、今一度その辺の、具体的にそういう部分があるのであれば、お伺いをいたします。

議長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) 空き家に関する再質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、今後新たに発生した空き家等についての情報を、どのように迅速に収集するかというご質問か

と思いますが、先ほども申し上げましたように、ガイドラインが国によって示されておりますので、そのガイドラインを参考に、不動産登記情報、住民票記載情報、固定資産税課税情報、水道閉栓情報等、そういった町に届けられる届出、情報がございますので、まずはそれによって、空き家になったということを確認する、それがまず一番最初の情報収集だと考えております。その上で、その空き家となったと思われる物件が、果たしてどのような状況であるかということに関しては、実際に職員が出向いて行って確認をする、あるいは状況について、近在の方に、近隣の方にお話を伺うといったことも必要になってこようかと思っておりますので、先ほども、現地に出ていくべきではないかというご指摘もございましたので、そういった活動も行いながら、空き家になって相当年数経ってしまうということがないように、把握をしてまいりたいと思っております。また情報提供についてであります。ただ、空き家が発生したという情報を収集した時点で、その情報を公開できるわけではありませんので、空き家バンクに登録をしていただいて、登録をいただいた物件については、公表していくというような、その段取りについては、今までと同様だと考えておりますが、その空き家・空き地バンクの登録状況についての情報提供、あるいはそういった情報を寄せてくださいという依頼等についても、広報森町、あるいは回覧、あるいはホームページ等を通じて、周知を図っていきたいと考えております。

議長

(亀澤 進 君) 3番、中根信一郎君。

3番議員

(中根信一郎 君) もう1点、これは件数が多いというわけではないのですが、移住して、森町に住んでいただいたという方が、地域に溶け込めなくて2、3年でよそに行ってしまうようなことが、地域によっては、あるようです。これは、人と人との触れ合いの中でいろんな合う合わない、いろいろあるとは思いますが、どうしても、私の住んでいる田舎もそうですけれども、昔ながらの考え方がやはり横行するというようなことがあって、受け入れ側の、地域の皆さんの考え方も、少しは、昔で言いますとちょっと、よそ

者が来たみたいなの、そういう感覚を持っている方がまだいらっしゃる。そういうことを、できるだけ私たちも努力をしてお伝えをするわけですが、なかなかこう、高齢の方に理解をしていただけないというようなことがちょっとあります。その辺も定住推進の係る中で、いろんなことがある中で、一つのそういうアドバイスといいますか、そういったものも一緒に、地域の方に、やっぱり言っていただけると、ありがたいかなと思います。これはいかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進課長 (村松達雄 君) 定住推進課長です。移住者の方が、2、3年で出ていってしまうということでございますが、まず定住推進課としては、移住者のところに、いろいろ先の、環境情報については、流していきます。それから移住コーディネーター、先ほどから言ってますけども、設置しましたので、移住コーディネーターを通じて、その移住者の方に、移住者の視点に合った対応をしていきたいと思っております。また、今ご指摘がありましたように、地域の方等々のコネクション、いろいろ連携でございますけども、町内会等々を通じまして、広報するとともに、移住者の、移住に関して、先ほど申し上げました、移住コーディネーターとともに、移住相談にあたりまして、できるだけすんなり、円滑に移住ができるようにサポートしていきたいと思っております。

議長 (亀澤 進 君) 3番、中根信一郎君。

3番議員 (中根信一郎 君) もう1点ですね、移住就業支援の関係の補助金が、首都圏4県から移住の方に助成金、補助金があるというような国の施策かと思っております。これはやはり大きな金額で、できるだけそういったものと、町の施策的なものをうまく組み合わせ、できるだけの補助が、多ければ多いほど、森町に住んでいただける方が増えるかもしれませんので、そういったことも並行して、できるものであればやっていったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 村松定住推進課長。

定住推進
課 長

(村松達雄 君) 先ほど、岡戸議員からのご提案で、住まわれる方の、リフォーム等の補助とか、それから他市町村いきますと、そういう維持費に関しての補助金が独自にあらうかと思えます。様々な補助金の関係は、昨年度より検討しております。どの制度が効果的かということは、やはり総合的に判断していかないと思えますので、引き続いて検討してまいりたいと思えますが、ただこの金銭の補助ということで、それが果たして、本当に移住に結びつくかというのがありますし、他市町村との移住者の奪い合いになっていけないと思っておりますので、そういった観点を踏まえて、総合的に現在検討しておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

議 長
3 番議員

(亀澤 進 君) 3 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 今後いろいろ、いろんな形で上手く利用なさる方とか、それをうまく受け入れて、定住推進につなげていただければありがたいな思えます。3 点目の下水道事業の矛盾ということで、この下水道事業計画によりまして、浄化槽の補助の打ち切りの時期が決まり、接続自体は、そこから何年か後になるというような状態に、これが長い短い各市町村といたしますか、各地域であるのかもしれないと思いますが、そういう時に家を建てようと思ったらそういうことが発生した、ということが現実だとは思いますが、ちよつとその時期のズレで、それと接続の時期の間という中で家を建てる人は、いろんな家庭の事情、またいろんなことがあって、たまたまそういうタイミングで建てるようになるというようなこともあるし、よそから不動産業者によって、斡旋といたしますか、見せていただいて、いいところだということで、購入しようと思ったけれども、じゃあちよつと余分に100万円ぐらい掛かりますよという話になって、よそへ行かれた方もいる、というふうに不動産屋さんには伺っております。過去にもそういうことの前歴もないというようなことではありますが、件数的には、その期間にどうしても建てるという方は極端に多いわけではないと思えます。下水道の接続という部分に関

して言えば、その時に桁代ということで、25、6万ですか、掛かる。ただ合併槽をつけた場合は、もっと安価に繋がるということではありますけれども、合併槽に対しての助成はできないけれども、下水道を接続する時の助成を少しでもやるということが可能にならないかどうか、お伺いします。

議 長
上下水道
課 長

(亀澤 進 君) 岡本上下水道課長。
(岡本 教夫 君) 中根議員がおっしゃられているのは、認可区域に指定されたことによりまして、それまでは浄化槽の設置の補助金が出ていた区域に、それが出なくなったという状況だと思えます。今おっしゃられたのは、その中でその代替措置ではないですが、接続に関する助成とかはできないのかというようなご質問で良かったかと思うのですが、確かに利子補給制度というものは、今森町として実際の制度はございますけれども、補助金を出して接続ということにつきましては、今現在そういうような制度がない状況でございます。それから、確かに接続の工事費なんです、プラス下水道の場合は受益者負担金というものがかかるということでございまして、浄化槽の設置費と浄化槽の維持管理費、それから下水道で考えた場合には、受益者負担金と、水道の配管工事。これを比較して考えていくということになるかと思いますが、確かに、接続の助成というのは、この辺の近隣の自治体さんでもなかなか無い、持ってないというのがございまして、ただ全国的に調べてみますと、浄化槽の設置を受けられなかった方に対して、受益者負担金を減免したり、接続の工事費を助成したりしているという自治体も、県内ではないですが、全国的には何市かそのような自治体があるというのは、認識しておるところでございます。下水道というよりも、先程来言われてます、人口減少とか、定住推進等々にも絡んでくるようなことになるものですから、上下水道課だけの考えとしてはなかなかお答えがちょっと難しいところもあるのですが、いずれにいたしましても、そういうご指摘があるのは重く受け止めておりますので、課題として認識しているというところでございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 3番、中根信一郎君。

3番議員 (中根信一郎 君) 今日ここで、はっきりとした回答ができる
とは思っておりませんので、課内、またいろんな形で、定住推進も
含めて検討をいただいて、代替措置になるかもしれませんが、でき
るものであればやっていただきたいと思って、以上で終わります。

議長 (亀澤 進 君) これで一般質問を終わります。

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと
思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありません
か。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定し
ました。

日程第27、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
します。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によ
って、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありま
す。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とす
ることに決定しました。

日程第28、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
します。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年9月森町議会定例会を閉会します。

(午後4時35分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和元年9月26日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上